FUJITEC

第76期 定時株主総会 招集ご通知

開催日時

2023年6月21日 (水曜日) 午前10時 (受付開始:午前9時)

開催場所

滋賀県彦根市宮田町591番地1 当社 本店 ビッグウィングホール

株主総会ご出席の株主様へのお土産は取りやめさせて いただいております。

何卒ご理解賜りますよう宜しくお願い申しあげます。

インターネットおよび書面による議決権行使期限

2023年6月20日 (火曜日) 午後5時25分まで



当社マスコットキャラクター **"テッキー"**

証券コード:6406

株主のみなさまへ

株主の皆さまにおかれましては、平素より当 社への格別のご支援を賜り、誠にありがとう ございます。

皆さまに支えていただき、当社は今年2月に75周年を迎えることができました。あらためて、心より御礼申し上げます。

中期経営計画「Vision24」の初年度である2022年度は、世界各国で新型コロナウイルスの感染症対策が徐々に緩和されましたが、世界的な物価高騰や欧米の金融不安等により世界経済の成長は鈍化しました。このような厳しい環境下において、2022年度の当社の業績は、売上高については、初めて2,000億円の大台を突破、過去最高を更新いたしましたが、利益面では上海ロックダウンならびに原材料や物流費の高騰が大きく影響し、増収減益となりました。

2023年度は、「Vision24」の主要戦略である新設事業とアフターマーケット事業のシェア拡大による売上増加とコストダウンを推進するとともに、戦略投資の積極推進と株主還元強化の両立により資本効率の更なる向上を図ってまいります。

私たちは、エレベータ・エスカレータに関わる全ての方に"安全・安心"を提供することが 最重要の使命であると考えています。利用者 の皆さまには災害に強いエレベータ・エスカレータ等、より"安全・安心"な商品・サービスを、生産や保守、据付など昇降機事業に関わる従業員やパートナーには"安全・安心"な作業環境を、また、省エネ、省資源を進め、地球・社会にも"安全・安心"な環境を提供してまいります。

経営理念に掲げる、「新しい時代にふさわしい、美しい都市機能」の実現に向けて、当社グループ一丸で取り組むことで、企業価値の持続的な向上に取り組み、すべてのステークホルダーの皆さまのご期待に応えるべく、今後も努力を重ねてまいります。

株主の皆さまには、一層のご支援を賜ります よう、よろしくお願い申し上げます。

代表取締役社長



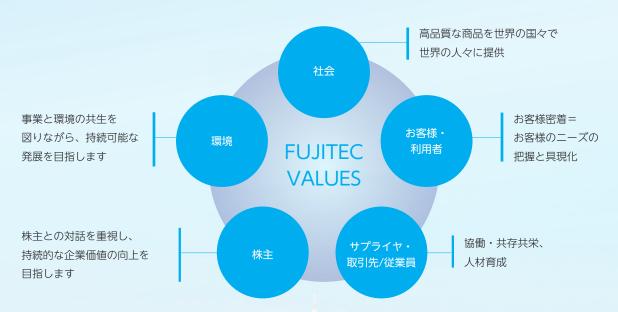
大切にすること

持続的な成長に向けて経営理念を第一に事業活動を実践するとともに、 すべてのステークホルダーの価値創造に努めます。

経営理念

フジテックは、人と技術と商品を大切にして、新しい時代にふさわしい、 美しい都市機能を、世界の国々で、世界の人々とともに創ります。

フジテックの目指す姿



フジテック株式会社は、創業75周年

今年2月に創業75周年を迎えました。 "安全・安心"を最優先に、快適なエレベータ・エスカレータの提供を使命として、事業を展開。今後も、新しい時代にふさわしい、都市インフラの発展に貢献いたします。



M&Aによる更なる事業拡大

インドのExpress Lifts Limitedの株式取得。著しい成長が見込まれるインド市場において、生産能力の強化と販路拡大で、事業基盤の強化を目指します。また、メキシコの Elevadores EV International, S.A. de C.V.の株式取得。同社が製造する機器を活用し、北米でのコスト競争力強化で事業拡大を図ります。今後はM&A企業とのシナジー効果の早期創出いたします。





ビル管理者向けウェブサービス「エレモリ」提供開始

エレベータ・エスカレータの稼働状況などを、スマートフォンで確認できるビル管理者向けの新ウェブサービスを提供開始。





ロボット連携技術の開発

エレベータとロボットをインターネットで接続し、階の異なる フロアへ自律的に移動できる「ロボット連携技術」を推進。複 数の実証実験に参画しています。当社は、多様な社会に適応す る商品・サービスの開発に努め、新しい時代にふさわしい"安 全・安心"で快適な移動空間の提供を目指していきます。



経済産業省「DX認定事業者」に認定

経済産業省が定めるDX(デジタル・トランスフォーメー ション)認定制度に基づく「DX認定事業者」に認定。今 後もエレベータ・エスカレータの"安全・安心"を追求する DXを更に推進します。





昇降機の輸送にダブル連結トラック導入

1人のドライバーが大型トラック2台分の荷物を輸送する 「ダブル連結トラック」を導入。従来比で、物流コストの 抑制、長距離輸送の省人化、脱炭素の推進(約30%の CO。削減)に効果を発揮しています。



株主各位

滋賀県彦根市宮田町591番地1

フジテック株式会社

代表取締役社長 岡田 隆夫

第76期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第76期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会で上程されている議案には、会社が提案している議案(第1号議案から第4号議案まで)および株主様が提案している議案(第5号議案から第12号議案まで)が含まれております。議案の内容は電子提供措置事項に掲載の「株主総会参考書類」に記載のとおりですが、当社取締役会は、提案株主様の提案である第5号議案から第12号議案までには反対しております。当社取締役会の反対意見については27頁から40頁までをご参照ください。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報(電子提供措置事項)について電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトに「第76期定時株主総会招集ご通知」として掲載しております。

当社ウェブサイト https://www.fujitec.co.jp/ir/stockholder



また、上記のほか、東京証券取引所(東証)の下記ウェブサイトにも掲載しております。

東証ウェブサイト https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show



注)東証ウェブサイトでは、銘柄名(会社名)「フジテック」または証券コード「6406」にて検索し、「基本情報」、「縦覧書類/PR情報」を選択して、ご確認ください。

なお、当日ご出席されない場合には、インターネット等または書面(郵送)により議決権を行使することができますので、お手数ながら、電子提供措置事項に掲載の「株主総会参考書類」

(11頁~60頁)をご検討いただき、「議決権行使についてのご案内」(8頁)をご高覧のうえ、 2023年6月20日(火曜日)午後5時25分(営業時間終了時)までに議決権を行使いただきま すようお願い申し上げます。

敬具

記

2023年6月21日(水曜日)午前10時(受付開始:午前9時) 1 日 2 場 滋賀県彦根市宮田町591番地1 当社本店ビッグウィングホール (末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)

- 3 目的事項 報告事項 1. 第76期(2022年4月1日から2023年3月31日まで)事業報告の内容、連結計算 書類の内容ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 - 2. 第76期(2022年4月1日から2023年3月31日まで)計算書類の内容報告の件

決議事項【会社提案】

第1号議案 剰余金の処分の件

第2号議案 取締役9名選任の件

第3号議案 監査役1名選任の件

第4号議案 補欠監査役1名選任の件

【株主提案】

第5号議案 取締役8名選任の件

第6号議案 定款の一部変更の件(特定の株主に対する情報提供等の禁止)

第7号議案 定款の一部変更の件(業務執行に関する検査役の選任)

第8号議案 社外取締役に対する報酬の額改定の件

第9号議案 取締役に対する報酬の支払条件(クローバック条項)の件

第10号議案 定款の一部変更の件(クローバック条項)

第11号議案 定款の一部変更の件(取締役会の議事の録音等)

第12号議案 剰余金の処分の件

4 その他本 招集ご通 知に関す る事項

- 4 その他本 ・各議案につき賛否のご表示がない場合は、会社提案については賛成、株主提案については反対 招集ご通 の意思表示があったものとして取り扱わせていただきます。
 - 知に関す
 ・会社提案である第2号議案では取締役9名の選任を、株主提案である第5号議案では取締役8名事項
 名の選任をそれぞれ提案しておりますところ、採決の結果、過半数のご賛同を得た取締役候補者が当社定款第18条規定の取締役の上限員数11名を超えた場合は、賛成の議決権の個数が多い取締役候補者から順に、11名を上限として選任するものとさせていただきます。なお、第2号議案および第5号議案の両議案について、賛成の議決権を行使できる候補者の上限を設ける取扱いはいたしません。
 - ・会社提案である第1号議案と株主提案である第12号議案は両立しない議案となりますので、双方に賛成されることのないようにご注意ください。議決権行使書において第1号議案と第12号議案の両方に賛成された場合は、第1号議案と第12号議案への議決権行使は両方とも無効として取り扱わせていただきます。
 - ・議決権の不統一行使をされる場合には、株主総会の3日前までに議決権の不統一行使を行う旨とその理由を書面または電磁的方法により当社にご通知ください。

以上

- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、 資源節約のため、本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。なお、株主様でない代理人および同伴者等、 株主様以外の方は本株主総会にご出席いただけませんので、ご留意ください。
- ◎当日はクールビズ(軽装)にて実施させていただきますので、株主の皆様におかれましても軽装にてご出席くださいますようお願い申し上げます。
- ◎お土産のご用意はございません。ご理解賜りますよう宜しくお願い申し上げます。
- ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに修正内容を掲載させていただきます。
- ◎本株主総会に関しましては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りしておりますが、法令および当社定款第16条第2項の規定に基づき、下記の事項を記載しておりません。当該書面は、監査報告を作成するに際し、監査役および会計監査人が監査をした書類の一部であります。
 - ・事業報告の「業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況の概要」および「会社の支配に関する基本方針」
 - ・連結計算書類の「連結貸借対照表 | 、「連結掲益計算書 | 、「連結株主資本等変動計算書 | および「連結注記表 |
 - ・計算書類の「貸借対照表」、「損益計算書」、「株主資本等変動計算書」および「個別注記表」
- ◎本株主総会の決議結果は、書面による決議通知のご送付に代えて、本株主総会終了後、上記当社ウェブサイトに掲載させていただきます。

議決権行使 についてのご案内

電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討いただき、 以下のいずれかの方法により、議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

事前行使の場合

パソコン等によるご行使 行使期限

2023年6月20日(火曜日) 午後5時25分行使分まで

(議決権行使ウェブサイト) https://www.web54.net

から議案に対する賛否をご登録ください。 なお、今回は株主様専用ウェブサイト 「プレミアム優待倶楽部」を通じて議決権 行使はできません。

詳細につきましては9頁をご覧ください。

「スマート行使」によるご行使 行使期限

2023年6月20日(火曜日) 午後5時25分行使分まで



議決権行使書用紙に記載のQRコード をスマートフォンかタブレット端末で 読み取ります。

詳細につきましては9頁をご覧ください。

郵送書面による議決権行使 行使期限

2023年6月20日(火曜日) 午後5時25分到着分まで



議決権行使書用紙に議案に対する賛否 をご表示いただき、行使期限までに到 着するようご返送ください。

重複して行使された議決権の取扱いについて

- (1) 書面とインターネット等(「スマート行使」を含む。)により二重に議決権を行使された場合は、インターネット等(「スマート行使」を含む。) によるものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
- (2) インターネット等(「スマート行使」を含む。)により議決権を複数回行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として 取り扱わせていただきます。

当日ご出席の場合



株主総会開催日時

2023年6月21日(水曜日) 午前10時

同封の議決権行使書用紙をご持参い ただき、会場受付にご提出ください。

機関投資家の皆様へ

上記のインターネット等による議決権行使のほかに、 あらかじめお申し込みされた場合に限り、株式会社 ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームをご 利用いただくことができます。

ご不明な点につきましては、

以下にお問い合わせくださいますようお願い申し上げます。

株主名簿管理人 三井住友信託銀行株式会社 証券代行ウェブサポート

議決権行使に関する

その他のご照会

0120-782-031(平日9:00~17:00)

パソコン等によるご行使(議決権行使ウェブサイト)

①議決権行使ウェブサイト にアクセス

https://www.web54.net



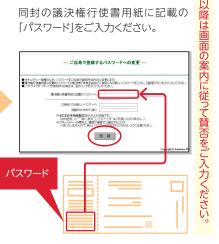
②「議決権行使コード」を入力

同封の議決権行使書用紙に記載の 「議決権行使コード」をご入力ください。



③パスワードを入力

同封の議決権行使書用紙に記載の 「パスワード」をご入力ください。



- ※ 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際の接続料金及び通信料金等は株主様のご負担となります。
- ※ インターネットのご利用環境、ご加入のサービスやご使用の機種によっては、議決権行使ウェブサイトをご利用いただけない場合があります。

「スマート行使」によるご行使

①スマートフォン用議決権行使ウェブ サイトにアクセス



デンソーウェーブの 登録商標です。

②議決権行使ウェブサイトを 開く 以降は画面の案内に従って 賛否をご入力ください。

表示されたURLを開くと 議決権行使ウェブサイト画面が開きます。 議決権行使方法は2つあります。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですが上記の 「パソコン等によるご行使」をご参照いただき、議決権行使書用 紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログ イン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、上記の議決権行使ウェブサイトにア クセスできます。

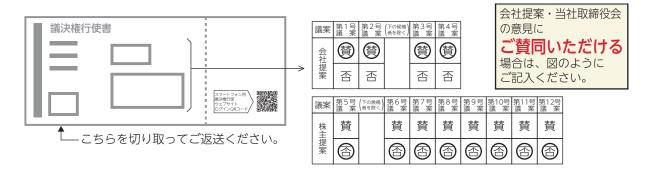
本株主総会についてのフジテックからのお願い

株主総会にご出席されない場合は、議決権行使書を2023年6月20日(火)午後5時25分までに 到着するようにご返送をお願い申し上げます。議決権の行使にあたりましては、後記の株主総会 参考書類に記載の議案内容等をご確認のうえ、議決権をご行使くださいますようお願い申し上げ ます。

議案の内容は後記の「株主総会参考書類」に記載のとおりですが、当社取締役会は、提案株主様の提案である第5号議案から第12号議案までには反対しております。当社取締役会の意見にご賛同いただける株主の皆様におかれましては、会社提案(第1号議案から第4号議案まで)には「賛」、株主提案(第5号議案から第12号議案まで)には「否」の議決権行使をしていただきますよう、お願い申し上げます。なお、当社取締役会の反対意見については27頁から40頁までをご参照ください。

以下に、議決権行使書における賛否のご記入例をご案内させていただきます。

議決権行使書における賛否のご記入例



各議案の賛否をご表示ください。

▶賛成の場合: 「賛」の欄に○印
▶反対の場合: 「否」の欄に○印

第〇号

左記の例のように、議決権行使書用紙の賛否表示欄の<u>賛・否両方に〇を記載してしまった</u>場合は「無効票」になってしまいます。



➂

※賛否のご表示がない場合は、会社提案については賛成、株主提案については反対の意思表示があったものとして取り扱わせていただきます。

議案および参考事項

会社提案(第1号議案から第4号議案まで)

剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

当社は利益配分に関して、株主の皆様への積極的な利益還元を実行することを経営の最重要課 題と捉えるとともに、収益基盤の拡大を図るための成長投資とのバランスを考慮した配分を行う ことを基本方針としております。

期末配当金につきましては、当事業年度の連結業績を勘案し、普通配当35円に記念配当5円を 加え1株当たり40円とさせていただきたいと存じます。これにより、年間配当金は、中間配当 金1株当たり35円と合わせ、1株当たり75円となります。

- (1) 配当財産の種類 金銭といたします。
- (2) 配当財産の割当てに関する事項およびその総額 当計普通株式1株につき金40円 総額3.120.944.080円

普通配当35円 うち 記念配当5円

- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日 2023年6月21日(水曜日)
- (4) 配当金支払開始日 2023年7月10日(月曜日)

(ご参考) 1株当たり年間配当金/連結配当性向

配当金(円) ●●連結配当性向(%)

75.0 70.0 60.0 50.0 70.3 45.0 0 52.4 52.5 -0 40.8 39.4

第2号議案(会社提案)

取締役9名選任の件

取締役8名は本株主総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役9名の選任をお願いするものであります。

候補者の選定に関しては、取締役会の任意の諮問機関であり、その全ての委員が独立社外取締役によって構成されている指名・報酬諮問委員会において、社内取締役、社外取締役のそれぞれについて後に述べる観点から、特に社内取締役については社内の幹部職員等の意見も募り、世界的に著名な外部専門家の助力も得つつ、社内外を問わず適任者を探索し、各氏の経歴のみならず、質疑応答などを通じてその資質・知識・経験・専門性等の確認を行い、十分に審議したうえで指名の答申を行っており、最終的には、同委員会の答申を踏まえたうえで、独立社外取締役が取締役会議長を務め、その過半数を独立社外取締役が占める取締役会において決定しております。

候補者9名のうち3名は、業務執行を担う社内取締役であり、いずれも現任の執行役員です。 社内取締役に関しては、当社において創業以来75年にわたって続いた集権的な経営体制の変革 を担うことができる適性と、当社の過去の実績を踏まえたうえで事業の持続的な成長と中長期的 な企業価値の向上に向けて新たな未来を切り拓いていくための資質という観点から、選定を行っ ております。

残る6名は社外取締役であり、そのうち新任は1名です。社外取締役に関しては、当社の株主をはじめとするステークホルダーの皆様と視点を共有しつつ、様々な経営戦略を客観的に検討するほか、経営への高度な助言・監督ができるだけの独立性および専門性と、本年2月の臨時株主総会の終結時から推進している当社のガバナンス改革の方針との整合性という観点から、選定を行っております。

このように、当社が提案する候補者は、国内外を含めて各分野における豊富な経験と実績、当社の事業に必要な知識と経験、グローバルなエレベーター業界の情勢についての視野、企業法務・コンプライアンス等の知識などを有しており、能力や知識のバランスに加え、ジェンダー、国際性、年齢、職歴等の多様性(注1、2)を確保しながら、持続的な事業の成長と中長期的な企業価値の向上、ガバナンス体制の強化の観点からバランスよく適正な人数で構成されております。

本株主総会においては、株主提案を議案として上程しておりますが、取締役会としては、当社の経営方針、戦略および計画に加え、ガバナンスの充実・強化、少数精鋭による相互の意思疎通の円滑化等の面からも慎重な検討を重ねたうえで、現時点において、当社では、社内取締役3名、社外取締役6名の計9名が必要十分な人数であると考えており、当社が提案する候補者で構成される取締役会の体制こそが最適であると考えております。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者 番号		1	氏名		当社における地位および担当
1	はら だ 原田	^{まさょし} 政 佳	(男性)	新任	常務執行役員
2	なか じま 中島	th Ulf 隆茂	(男性)	新任	常務執行役員
3	さとう 佐藤	_{こうすけ} 浩輔	(男性)	新任	執行役員
4	а Uta =	かず ひろ 和広	(男性)	再任 社外 独立	取締役 指名·報酬諮問委員会委員長
5	うみ の 海野	*************************************	(女性)	再任 社外 独立	取締役 取締役会議長
6	トーステン Torst e	en Gessner	(男性)	再任 社外 独立	取締役 指名·報酬諮問委員会委員
7	クラーク Clark	^{グラニンジャー} Graninger	(男性)	再任 社外 独立	取締役
8	Us だ 嶋田	並子	(女性)	再任 社外 独立	取締役 指名·報酬諮問委員会委員
9	アンソニ Anthc	- วัรงว ony Black	(男性)	新任 社外 独立	

- (注) 1. 上記取締役候補者が全て承認された場合、外国籍取締役比率33.3% (3名/9名)、女性取締役比率22.2% (2名/9名) となります。※小数第2位を四捨五入
 - 2. 本議案が原案どおり承認可決され、第5号議案(株主提案)が否決された場合における、本株主総会後の取締役の企業経営の経験および知見等は23頁から24頁のとおりです。

はら だ まさよし **戸田 176佳**

生年月日

1962年1月22日生





■ 所有する当社株式の数 10.175株

略歴、地位および担当ならびに重要な兼職の状況

1984年 3 月 京都外国語大学外国語学部卒業

1984年 4 月 当社入社

2009年 4 月 当社執行役員

2012年 4 月 当社国内事業本部近畿統括本部長

2013年 4 月 当社国内事業本部首都圏統括本部長

2016年10月 当社国内事業本部副事業本部長

2017年 4 月 当社常務執行役員、現在に至る

2019年 4 月 当社子会社華昇富士達電梯有限公司総経理、現在に至る

2019年5月 当社子会社華昇富士達電梯有限公司董事、現在に至る

2023年4月 当社中国担当、現在に至る

取締役候補者とした理由

入社2年目から20年に及ぶ香港営業、13年に及ぶ国内営業を経て、その後は中国の合弁事業において利益 責任を担っております。事業への深い理解と、国内外における事業経験を経て培われた豊富な見識を活かし て、当社の経営体制の変革を担うと同時に、当社のグローバルな事業運営全体を主導できるものと判断いた しました。

(注) 原田政佳氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。

/, **Г**

なか じま たか しげ

■ 生年月日

1968年4月12日生

新任



■ 所有する当社株式の数 1.526株

略歴、地位および担当ならびに重要な兼職の状況

1992年 3 月 早稲田大学理工学部卒業

2019年 2 月 当社入社

2019年10月 当社品質統括本部長、現在に至る

2020年 4 月 当社執行役員

2021年 4 月 当社常務執行役員、現在に至る

取締役候補者とした理由

品質保証のプロフェッショナルとして、開発・製造・販売およびアフタサービス全般にわたる管理業務に一貫して従事しております。前職では通算8年に及ぶ欧州勤務(ベルギー6年、英国2年)の経験を有するほか、当社では品質管理の方法を大きく改善させた実績があり、今後も当社のオペレーション向上を牽引できるものと判断いたしました。

(注) 中島隆茂氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。

t とう こうすけ 佐藤 浩輔

生年月日

1964年12月30日生





■ 所有する当社株式の数 316株

略歴、地位および担当ならびに重要な兼職の状況

1988年3月 大阪大学経済学部卒業

2021年 1 月 当社入社

2021年3月 当社子会社フジテック コリア CO.LTD. 監事、現在に至る

当社子会社富士達電梯配件(上海)有限公司監事、現在に至る

2022年 4 月 当社執行役員、現在に至る 2023年 4 月 当社財務本部長、現在に至る

当社子会社フジテック アメリカ INC. 取締役、現在に至る

2023年5月 当社子会社富士達股份有限公司取締役、現在に至る

取締役候補者とした理由

一貫して財務、経営管理、経営企画などのコーポレート業務に携わった経験を有しており、当社のガバナンス改革を推進するとともに、財務システムおよびエンゲージメントの強化を主導できるものと判断いたしました。

(注) 佐藤浩輔氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。

候補者番号 🙎

み しな かず ひろ **三品 和広**

生年月日

1959年9月23日生

再任

独立



■ 所有する当社株式の数 858株

■ 取締役会出席数 9 回/全10回

略歴、地位および担当ならびに重要な兼職の状況

1989年 9 月 ハーバード大学ビジネススクール助教授

1995年10月 北陸先端科学技術大学院大学先端科学技術研究調査センター助教授

1997年 4 月 同学知識科学研究科助教授

2002年10月 神戸大学大学院経営学研究科助教授

2004年10月 同学大学院経営学研究科教授、現在に至る

2012年6月 株式会社ニチレイ社外取締役

2013年6月 不二製油株式会社(現不二製油グループ本社株式会社)社外取締役

2015年6月 同社指名・報酬諮問委員会委員長

住友金属鉱山株式会社補欠監査役、現在に至る

2016年6月 日本ペイントホールディングス株式会社社外取締役

2019年 4 月 株式会社エヌ・ティ・ティ・データ アドバイザリーボードメンバー

2022年6月 当社取締役、現在に至る

(重要な兼職の状況)

神戸大学大学院経営学研究科 教授 住友金属鉱山株式会社 補欠監査役

社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

企業経済学のPh.D学位を有し、日米で30年以上にわたってオペレーションズ・マネジメント、ゼネラル・マネジメント、および経営戦略の主にMBA教育に携わってきました。当社においては、本年3月24日以降は指名・報酬諮問委員会の委員長として、社内取締役および社外取締役候補の探索・選定、報酬設計を含め同委員会の活動全般に精力的に参画しており、今後も経営体制の拡充およびガバナンスの向上に継続して貢献してくれるものと期待しております。なお、三品和広氏は過去に会社の経営に関与したことがありませんが、上記理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断いたしました。

- (注) 1. 三品和広氏は社外取締役候補者であります。
 - 2. 同氏の当社取締役在任期間は、本株主総会の終結の時をもって1年となります。
 - 3. 同氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。
 - 4. 同氏は、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員であり、原案どおり選任され就任した場合、引き続き独立役員となります。
 - 5. 2022年6月23日開催の第75期定時株主総会において新たに取締役に選任され、就任しましたので、2022年6月23日以降に開催した取締役会への出席状況を記載しております。

うみ の

かおる

■ 生年月日

1963年5月13日生





| 所有する当社株式の数 0株

取締役会出席数 2回/全2回

略歴、地位および担当ならびに重要な兼職の状況

1987年 9 月 Davis Polk & Wardwell法律事務所(ニューヨーク、東京)アソシ エイト(1988年5月よりニューヨーク州弁護十会会員)

1988年10月 ポールヘイスティングス法律事務所・外国法共同事業オブ・カウンセル 1999年10月 ポールヘイスティングス法律事務所・外国法共同事業 パートナー

2000年 4 月 外国法事務弁護士(第二東京弁護士会)登録

2006年 2 月 J.P.モルガン証券株式会社マネージング・ディレクター兼アソシエイト ・ゼネラル・カウンセル

2008年6月 外国法共同事業ジョーンズ・デイ法律事務所パートナー

2018年 1 月 DLA Piper 東京パートナーシップ外国法共同事業法律事務所パートナー、現在に至る

2023年2月 当計取締役、現在に至る

(重要な兼職の状況)

DLA Piper 東京パートナーシップ外国法共同事業法律事務所 パートナー セカンドハーベスト・ジャパン 役員(理事)

特定非営利活動法人LGBTとアライのための法律家ネットワーク 役員(理事)

社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

ニューヨーク州の弁護士資格を有し、大手国際法律事務所で30年以上にわたってクロスボーダーM&Aやス トラクチャード・ファイナンスの案件等に携わるとともに、大手証券会社での法務・コンプライアンス部門 での責任者の経験等も有しております。当社においては、本年3月24日以降は取締役会の議長としてリーダ ーシップを発揮し、ガバナンス改革を先導しており、今後はESG・サステナビリティに関しても有益な提 言、助言を頂けるものと期待しております。なお、海野薫氏は過去に会社の経営に関与したことがありませ んが、上記理中により、社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断いたしました。

- (注) 1. 海野薫氏は社外取締役候補者であります。
 - 2. 同氏の当社取締役在任期間は、本株主総会の終結の時をもって4ヶ月となります。
 - 3. 同氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。
 - 4. 同氏は、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員であり、原案どおり選任され就任した場合、引き続き独立役員と なります。
 - 5、2023年2月24日開催の臨時株主総会において新たに取締役に選任され、就任しましたので、2023年2月24日以降に開催 した取締役会への出席状況を記載しております。

トーステン Torsten Gessner

ゲスナー

生年月日

1963年3月19日生





所有する当社株式の数 0株

取締役会出席数 2回/全2回

略歴、地位および担当ならびに重要な兼職の状況

1985年10月 Otis Elevator Company入社

1993年10月 Otis Elevator Company エレクトロニック部門、ビジネス・ユニット・ マネージャー

1997年10月 United Technologies Corporation,エレクトロニクス・サプライ チェーン・マネジメント担当ディレクター

2003年10月 Otis Elevator Company ヴァイスプレジデント (欧州サプライ チェーン担当)

2005年1月 Otis UK & Central Europe サプライチェーン・マネジメント& ロジスティクス担当エリアディレクター

2005年10月 ThyssenKrupp Elevator CENE GmbH最高執行責任者 (COO) 2007年 1 月 ThyssenKrupp Elevator AG シニア・ヴァイス・プレジデント

2010年1月 ThyssenKrupp Elevator Escalator & Passenger Boarding

Bridges GmbH代表取締役会長兼CEO

2011年10月 ThyssenKrupp North America, Inc.代表取締役会長兼最高経営責任者(CEO) 2015年 2 月 白営業開業 シニア・アドバイザー、コンサルタント、現在に至る

2023年2月 当社取締役、現在に至る

社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

エレベーター業界において最も歴史があり、現在もグローバルマーケットリーダーとして君臨するOtis Elevator Companyで20年もの間、様々なグローバルな役職を務めたほか、ThyssenKrupp Elevator AG で9年の勤務経験を有し、直近では当社の5倍以上の規模を誇る事業体である北米地域担当のCEOとして利 益責任を担ってきました。当社においては、本年3月24日以降は指名・報酬諮問委員会の委員として、社内 取締役および社外取締役候補の探索・選定、報酬設計を含め同委員会の活動全般に精力的に参画しておりま す。エレベーター業界におけるグローバルなリーダーシップの経験と培ったネットワークを生かして、今後 は当社の事業の成長に大きく貢献してくれるものと期待しております。

- (注) 1. トーステン・ゲスナー氏は社外取締役候補者であります。
 - 2. 同氏の当社取締役在任期間は、本株主総会の終結の時をもって4ヶ月となります。
 - 3. 同氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。
 - 4. 同氏は、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員であり、原案どおり選任され就任した場合、引き続き独立役員と なります。
 - 5、2023年2月24日開催の臨時株主総会において新たに取締役に選任され、就任しましたので、2023年2月24日以降に開催 した取締役会への出席状況を記載しております。

クラーク グラニンジャー

Clark Graninger

生年月日

1968年1月27日生



独立



■ 所有する当社株式の数○ 株

取締役会出席数 2 回 / 全 2 回

略歴、地位および担当ならびに重要な兼職の状況

1991年9月 日本シャフト株式会社入社

1997年6月 シカゴ大学ビジネススクール卒業

1997年 7 月 リーマン・ブラザーズ証券株式会社入社

2000年6月 株式会社新生銀行入行、次長、クレジットトレーディングチーム長

2003年 9 月 株式会社新生銀行専務執行役員法人部門長

2007年2月 株式会社アプラス代表取締役社長

2009年11月 株式会社新生銀行社長補佐

2011年2月 株式会社あおぞら銀行営業執行役員個人営業部門長

2017年8月 WealthPark株式会社常務取締役、最高ウェルスマネージメント責任者

2021年6月 WealthPark Capital株式会社常務取締役、現在に至る

2022年 6 月 Reboot株式会社Co-Founder 代表取締役、COO/CFO、現在に至る

2023年2月 当社取締役、現在に至る

(重要な兼職の状況)

WealthPark Capital株式会社 常務取締役

Reboot株式会社 代表取締役、COO/CFO

社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

シカゴ大学のMBA学位を有し、主に日本の金融業界で20年以上にわたって精鋭チームを統括するマネジメント経験を積んできました。当社においては、本年3月24日以降はシェアホルダー・リレーションズにおいてリーダーシップを発揮してガバナンス改革を推し進めており、今後は当社の企業価値向上策の立案に貢献してくれるものと期待しております。

- (注) 1. クラーク・グラニンジャー氏は社外取締役候補者であります。
 - 2. 同氏の当社取締役在任期間は、本株主総会の終結の時をもって4ヶ月となります。
 - 3. 同氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。
 - 4. 同氏は、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員であり、原案どおり選任され就任した場合、引き続き独立役員となります。
 - 5. 2023年2月24日開催の臨時株主総会において新たに取締役に選任され、就任しましたので、2023年2月24日以降に開催した取締役会への出席状況を記載しております。

しま

生年月日

1973年10月13日生

再仟



■ 所有する当社株式の数 0株

取締役会出席数 2回/全2回

略歴、地位および担当ならびに重要な兼職の状況

1999年8月 Hancock Rothert & Bunshoft LLP アソシエイト

2001年3月 Coudert Brothers LLP アソシエイト

2005年5月 Rutan & Tucker, LLP アソシエイト

2008年5月 Apria Healthcare シニア・コーポレートカウンセル

2010年7月 Apria Healthcare アシスタント・ゼネラル・カウンセル

2014年 5 月 Christie Digital Systems アシスタント・ゼネラル・カウンセル

2017年 4 月 Ushio America, Inc. ヴァイス・プレジデント、兼 ゼネラル・カウ ンセル、兼 コーポレート・セクレタリー、現在に至る

2019年 6 月 KA Imaging Inc. 社外取締役、現在に至る

2021年5月 Ushio Europe ゼネラル・カウンセル、現在に至る

2023年2月 当社取締役、現在に至る

(重要な兼職の状況)

Ushio America. Inc. ヴァイス・プレジデント、兼 ゼネラル・カウンセル、兼 コーポレート・セクレタリー

KA Imaging Inc. 社外取締役

Ushio Europe ゼネラル・カウンセル

社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

カリフォルニア州の弁護士資格を有し、大手法律事務所において8年以上勤務後、米国の大手企業および日 系企業の米国現地法人において15年にわたって社内弁護士として知財・法務・M&Aおよびガバナンス等に 関する幅広い経験を積んできました。当社においては、本年3月24日以降は指名・報酬諮問委員会の委員と して、社内取締役および社外取締役候補の探索・選定、報酬設計を含め同委員会の活動全般に精力的に参画 しております。グローバル企業のグループ経営に関する豊富な経験を基に、今後は当社のガバナンス改革お よびグループ経営・コンプライアンス・リスクマネジメント強化に貢献してくれるものと期待しておりま す。

- (注) 1. 嶋田亜子氏は社外取締役候補者であります。

 - 1. 場口は「Dは日本内収益内収益性を 2. 同氏の当社取締役在任期間は、本株主総会の終結の時をもって4ヶ月となります。 3. 同氏は、Ushio America, Inc.のヴァイス・プレジデント兼ゼネラル・カウンセル兼コーポレート・セクレタリーおよび Ushio Europeのゼネラル・カウンセルであり、同社の親会社であるウシオ電機株式会社と当社との間には、昇降機等当社 製品にかかわる据付、保守等受注の取引関係があり、当社第76期事業年度における当該親会社向け売上高は1百万円未満で あります。
 - 4. 同氏は、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員であり、原案どおり選任され就任した場合、引き続き独立役員と なります。
 - 5. 2023年2月24日開催の臨時株主総会において新たに取締役に選任され、就任しましたので、2023年2月24日以降に開催 した取締役会への出席状況を記載しております。

アンソニー Anthony Black

生年月日 1961年9月20日生





所有する当社株式の数 0株

略歴、地位および担当ならびに重要な兼職の状況

1984年 5 月 Florida Atlantic University 海洋工学学部卒業

1984年 6 月 United Technologies Corporation入社

1991年 5 月 University of Virginia Darden School of Business経営学修士修了 (MBA)

2001年 1 月 United Technologies Corporation - Otis Elevator Company ワールドワイド・

ヴァイス・プレジデント(フィールドオペレーションズ、環境・安全衛生および品質部門)

2005年 3 月 United Technologies Corporation - Nippon Otis Elevator マネージング・ディレクター 2009年 4 月 United Technologies Corporation - Fire & Security シニア・ヴァイス・プレジデント (オペレーションズ)

2010年 6 月 United Technologies Corporation - Otis Elevator Company ヴァイス・プレジデント (中国地域オペレーションズ)

2012年 2 月 United Technologies Corporation - Otis Elevator Company、Otis China Limited 取締役社長兼CEO

Guangzhou Otis Elevator / Shanghai Otis Elevator / Beijing Otis Elevator 取締役兼会長

2016年3月 United Technologies Corporation - Otis Elevator Company、

グローバル・ヴァイス・プレジデント(サービス&フィールドオペレーションズ)

2020年 1 月 Husky Injection Molding Systems Ltd. 社長 (サービス)、現在に至る (重要な兼職の状況)

Husky Injection Molding Systems Ltd. 社長(サービス)

社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

バージニア大学のMBA学位を有し、エレベーター業界のグローバルリーダーであるOtis Elevator Companyの親会社であったUnited Technologies Corporationでの35年にわたる勤務経験のうち、26年 はエレベーター事業に従事しておりました。なかでも成長著しい中国事業のCEOを務めたことや、収益力の 柱となるサービス部門をグローバルに統括したことに加え、Nippon Otis Elevatorのマネージング・ディ レクターとして日本でのマネジメント経験をも有することから、国内外のエレベーター業界に関する幅広い 知見を踏まえた助言を通じて、当社の事業戦略の見直しに貢献してくれるものと期待しております。

- (注) 1. アンソニー・ブラック氏は社外取締役候補者であります。

 - 2. 同氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。 3. 同氏は、原案どおり選任され就任した場合、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員となります。
- (注) 1. 各候補者の所有する当社株式の数には、2023年3月31日現在の当社役員持株会における本人の持分が含まれております。
 - 2. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を、当社および当社の子会社の取締役、監査役を被保険者として締結し、被保険者がその職務の執行に起因して損害賠償請求された場合の賠償金額、争訟費用等を当該保険契 約により補填することとしております。保険料は全額当社が負担しております。また、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないために、当該保険契約には一定の免責額を設け、当該免責額に至らない損害については塡補の対象としないこと をし、また、犯罪その他の法令違反等に起因する損害にあっては保険金が支払われないことなど一定の免責事由の定めを設 けております。各候補者が取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、 次回更新時には同内容での更新を予定しております。

(ご参考) 取締役の構成 [2023年6月21日以降の予定]

取締役候補者の企業経営の経験および知見等は以下のとおりです。

	氏名	原田 政佳	中島隆茂	佐藤 浩輔	三品 和広
	新任/再任	新任	新任	新任	再任
<u> </u>	当社における	代表取締役 執行役員社長	代表取締役 専務執行役員	取締役 専務執行役員	社外取締役 独立役員
対	也位及び担当				指名・報酬 諮問委員会委員長
	企業経営・ 経 営 戦 略	•		•	•
	グローバル	•	•		•
企業	テクノロジー		•		
経営の	財務・会計			•	
企業経営の経験及び知見等	法 務・ コンプライアンス				
	リスク管理	•	•		•
	サステナビリティ		•		•
	ガバナンス	•		•	•
	M & A · 資本市場			•	

	氏名	海野薫	Torsten Gessner	Clark Graninger	嶋田 亜子	Anthony Black
新任/再任		再任	再任	再任	再任	新任
<u> 필</u>	当社における	社外取締役 独立役員	社外取締役 独立役員	社外取締役 独立役員	社外取締役 独立役員	社外取締役 独立役員
封	也位及び担当	取締役会議長	指名・報酬 諮問委員会委員		指名・報酬 諮問委員会委員	
	企業経営・ 経 営 戦 略		•	•	•	•
	グローバル	•	•	•	•	•
企業経営の経験及び知見等	テクノロジー		•			•
	財務・会計		•	•		•
	法 務 ・ コンプライアンス	•	•	•	•	•
	リスク管理	•	•		•	•
	サステナビリティ	•				
	ガバナンス	•	•		•	
	M & A · 資本市場	•	•	•	•	

第3号議案(会社提案)

監査役1名選任の件

監査役 平光聡氏は、本株主総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

い がき

たけ はる

生年月日

1963年3月11日生

新任



略歴、地位および重要な兼職の状況

1986年 3 月 立命館大学経営学部卒業

1986年 4 月 当社入社

2004年 5 月 当社子会社 華昇富士達電梯有限公司財務部副部長

2007年 9 月 当社財務本部資金部課長

2009年10月 当社財務本部資金部長、現在に至る

2020年10月 当社理事

2021年 4 月 当社子会社上海富士達電梯研発有限公司監事、現在に至る※

2022年6月 当社補欠監査役、現在に至る

2023年 4 月 当社参与、現在に至る※

※2023年6月退任予定

■ 所有する当社株式の数 1.989株

監査役候補者とした理由

長年にわたって当社および当社の中国子会社の財務・会計業務の要職を歴任され、培われた豊富な知見を活かして、当社の監査役職務を適切に遂行いただけるものと判断いたしました。

- (注) 1. 2022年6月23日開催の第75期定時株主総会にて補欠監査役に伊垣武治氏が選任されましたが、監査役平光聡氏が本株主総会終結の時をもって任期満了となりますので、同氏を新たに監査役候補者とするものであります。
 - 2. 同氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。
 - 3. 同氏が所有する当社株式の数には、2023年3月31日現在の当社従業員持株会における本人の持分が含まれております。
 - 4. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を、当社および当社の子会社の取締役、監査役を被保険者として締結し、被保険者がその職務の執行に起因して損害賠償請求された場合の賠償金額、争訟費用等を当該保険契約により補填することとしております。保険料は全額当社が負担しております。また、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないために、当該保険契約には一定の免責額を設け、当該免責額に至らない損害については塡補の対象としないこととし、また、犯罪その他の法令違反等に起因する損害にあっては保険金が支払われないことなど一定の免責事由の定めを設けております。同氏が監査役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

第4号議案(会社提案)

補欠監査役1名選任の件

法令または定款に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役1名の選任を お願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は次のとおりであります。

はら

原

ひろ ゆき

生年月日

1962年12月28日生

社外





略歴、地位および重要な兼職の状況

1985年 3 月 京都産業大学経営学部卒業

1988年 9 月 サンワ・等松青木監査法人(現有限責任監査法人トーマツ)入社

1992年 4 月 公認会計十登録

1993年8月 公認会計士・税理士古本正事務所(現デロイトトーマツ税理士法人)入所

1993年11月 税理十登録

2005年6月 税理士法人トーマツ(現デロイトトーマツ税理士法人)パートナー

2020年 9 月 同社退社

2020年10月 原浩之公認会計士・税理士事務所 所長、現在に至る

(重要な兼職の状況)

原浩之公認会計士・税理士事務所 所長

■ 所有する当社株式の数 ○ 株

補欠の社外監査役候補者とした理由

長年にわたって公認会計士および税理士として、監査および税務業務に携わられ、培われた豊富な知見を活かして、当社の監査役職務を適切に遂行していただけるものと判断いたしました。

- (注) 1. 原浩之氏は補欠の社外監査役候補者であります。
 - 2. 同氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。
 - 3. 同氏は株式会社東京証券取引所が定める独立役員の要件を満たしております。
 - 4. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を、当社および当社の子会社の取締役、監査役を被保険者として締結し、被保険者がその職務の執行に起因して損害賠償請求された場合の賠償金額、争訟費用等を当該保険契約により補填することとしております。保険料は全額当社が負担しております。また、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないために、当該保険契約には一定の免責額を設け、当該免責額に至らない損害については塡補の対象としないこととし、また、犯罪その他の法令違反等に起因する損害にあっては保険金が支払われないことなど一定の免責事由の定めを設けております。同氏が監査役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

株主提案(第5号議案から第12号議案まで)

第5号議案から第12号議案までは、提案株主からご提案いただいたものであり、株主提案に係る各議案の要領および提案の理由については、別紙において提案株主から2023年4月25日に受領した株主提案権行使書を原文のまま掲載しておりますので、ご参照ください。なお、本株主総会の第1号議案から第4号議案が会社提案となっている関係上、別紙における第1号議案は第5号議案となり、以下各号繰下げとなっている点、ご留意ください。

また、提案株主は、別紙株主提案権行使書第10の1において、「フジテック又は弊社以外の株主のいずれかが、剰余金の処分に係る議案として、普通株式1株あたり金100円以上の配当金額を提案した場合、その提案金額に金10円を加算した金額を1株あたりの配当金額とすること」を第12号議案に代えて提案しておりましたが、提案株主より、ここでの「金100円以上の配当議案を提案した場合」には、他の株主が株主総会当日の修正動議により議案を提案した場合は含まない趣旨であるとの説明がありました。現時点において当社又は提案株主以外の株主から1株当たり金100円以上の配当提案は上程されておりませんので、当該提案の前提条件を満たす余地はありません。そこで、当社は提案株主に対して、当該提案の取下げを打診したところ、剰余金配当案として100円以上の配当議案が提案されない場合には、当該提案は効力を持たないことになるとの回答を受けました。当該提案の前提条件を満たす余地がない以上、当該提案を議案として上程することは法的に無意味であり、株主の皆様に無用の混乱を招きかねないことから、当該提案は議案として上程しないものと扱わせていただきました。

当社は、株主提案に係る全ての議案(第5号議案から第12号議案まで)に、以下の理由で反対しております。各議案に対する個別の反対意見については、29頁以下をご参照ください。

提案株主は、株主提案の背景として、2023年2月24日に開催された当社臨時株主総会(以下「本件臨時株主総会」といいます。)において選任された社外取締役が就任して以降、当社取締役会は特定の株主の強い影響下にあり、短期的売り抜けを志向する株主に迎合を強いられ、短期的利益追求のための施策にのみとらわれ、正常な経営ができていないなどの主張をしておりますが、当社取締役会においてそのような状況は存在せず、提案株主の主張は事実に反しております。

すなわち、当社の社外取締役各氏は、その経験や能力において当社に必要な人材であることはもとより、当社に対して善管注意義務を負っていることを十分に自覚し、いかなる株主からも独立した立場において当社のガバナンス改革に尽力しており、提案株主が主張するような特定の株主の利益のために行動するなどということはあり得ません。提案株主の主張は、何ら根拠のない憶測に基づき、印象操作によって株主の皆様を誤導しようとする極めて不当なものです。

当社取締役会は、本件臨時株主総会後の新体制の下、社内取締役・社外取締役を問わず、取締役会全体で一致して、社外取締役の取締役会議長就任や指名・報酬諮問委員会の刷新、内山高一

氏(以下「内山氏」といいます。)の会長職の解職、本件臨時株主総会における株主提案に係る取締役候補者らに対する妨害行為(以下「本件妨害行為」といいます。)に関する第三者委員会の設置、内山氏またはその親族が関与した関連当事者取引等に関する第三者委員会の調査終了を踏まえたコンプライアンスレビューなど、当社が上場企業に求められる最高水準のコーポレートガバナンスを忠実かつ確実に確立するための取組を迅速かつ着実に進めており、株主をはじめとするステークホルダーの皆様の信頼回復に努めております。このうち、特に、関連当事者取引等に関する第三者委員会の調査終了に関しては、同委員会より、当社が資料開示等に非協力的であった等の理由により当社との信頼関係が構築できなかったほか、内山氏の調査への協力も十分でなかったものと指摘され、また、本件臨時株主総会に際しては、本件妨害行為がなされたという疑いが生じておりますが、これらの問題はいずれも内山氏が当社会長職に留まっている間に生じたものであり、当社取締役会は内山氏が当社に影響力を保持していた時代の諸問題を是正し、新生フジテックとして生まれ変わるために努力しているところであります。

他方で、株主提案には増配提案も含まれており、当該提案はあたかも当社の財務の健全性分析 に基づくものであるかのように装っておりますが、後に詳述するとおり、当社の中期経営計画 「Vision24」で掲げている財務規律に係る見解とは異なるものです。当社の財務健全性に対する 考え方については、「Vision24」の策定当時、当社代表取締役社長としてその策定を主導してい た内山氏も明確に認識しているはずですが、同氏が代表を務める提案株主は、株主提案におい て、「Vision24」に掲げる財務規律に係る方針に真っ向から反し、しかも、上程されなかったと はいえ別紙株主提案権行使書第10(第9号議案 剰余金の処分の件(加算配当))によって当社 の提案する配当金額よりも必ず高額になるように企図された増配提案をしており、当社に対して 過大な剰余金の配当を求めるものと考えております。これは、当該増配提案が一貫性に欠ける提 案であることを示しております。また、当該増配提案は、提案株主による取締役8名の選任に関 する提案のうち6名以上の選任議案が承認可決されることを条件にしておりますが、剰余金の配 当は、本来、会社の資本政策・配当政策に基づいて決定されるべきものであり、自己の提案する 取締役選任議案への賛成を募る目的で利用されるべきものではありません。かような点からいた しますと、当該増配提案こそが株主の短期的な利益追求を煽り、提案株主の主たる目的である取 締役選任提案への支持を取り付けることを企図して行われたものであり、当社の中長期的な企業 価値の向上を無視するものであるといわざるを得ません。

今般の会社提案においては、事業の継続性に配慮しつつ、よりグローバルな視点をもって企業価値の最大化を図るために、独立社外取締役のみによって構成される指名・報酬諮問委員会の答申を経て選定された、優れた資質と知見を有する社内取締役の選任と新たな社外取締役の選任(増員)を提案しており、当社にとって最適なガバナンス体制の構築を目指すものであります。当社取締役会といたしましては、会社提案に係る新しい取締役会体制の下、引き続き上場企業に求められる最高水準のコーポレートガバナンス体制の構築と企業価値の最大化に邁進する所存であります。

第5号議案 (株主提案)

取締役8名選任の件

①議案の要領

以下の8名をフジテックの取締役として選任する。

(候補者番号1) 社外取締役候補者 木村 一義

(候補者番号2) 同 西川 徹矢

(候補者番号3) 同 小手川 大助

(候補者番号4) 同 萩谷 麻衣子

(候補者番号5) 同 杉原 伸生

(候補者番号6) 同 津田 晃

(候補者番号7) 同 沖本 普紀

(候補者番号8) 同 Uenishi Kenji

第5号議案に係る候補者の詳細については、別紙をご参照ください。

②当社取締役会の意見

当社取締役会としては、**本議案の全てに反対**いたします。

③反対の理由

第2号議案でも述べたとおり、当社の取締役候補者の選定に関しては、取締役会の任意の諮問機関であり、その全ての委員が独立社外取締役によって構成されている指名・報酬諮問委員会において、社内取締役、社外取締役のそれぞれについて後に述べる観点から、特に社内取締役については社内の幹部職員等の意見も募り、世界的に著名な外部専門家の助力も得つつ、社内外を問わず適任者を探索し、各氏の経歴のみならず、質疑応答などを通じてその資質・知識・経験・専門性等の確認を行い、十分に審議したうえで指名の答申を行っており、最終的には、同委員会の答申を踏まえたうえで、独立社外取締役が取締役会議長を務め、その過半数を独立社外取締役が占める取締役会において決定しております。

候補者9名のうち3名は、業務執行を担う社内取締役であり、いずれも現任の執行役員です。 社内取締役に関しては、当社において創業以来75年にわたって続いた集権的な経営体制の変革 を担うことができる適性と、当社の過去の実績を踏まえたうえで事業の持続的な成長と中長期的 な企業価値の向上に向けて新たな未来を切り拓いていくための資質という観点から、選定を行っ ております。

残る6名は社外取締役であり、そのうち新任は1名です。社外取締役に関しては、当社の株主をはじめとするステークホルダーの皆様と視点を共有しつつ、様々な経営戦略を客観的に検討するほか、経営への高度な助言・監督ができるだけの独立性および専門性と、本年2月の臨時株主

総会の終結時から推進している当社のガバナンス改革の方針との整合性という観点から、選定を 行っております。

このように、当社が提案する候補者は、国内外を含めて各分野における豊富な経験と実績、当社の事業に必要な知識と経験、グローバルなエレベーター業界の情勢についての視野、企業法務・コンプライアンス等の知識などを有しており、能力や知識のバランスに加え、ジェンダー、国際性、年齢、職歴等の多様性を確保しながら、持続的な事業の成長と中長期的な企業価値の向上、ガバナンス体制の強化の観点からバランスよく適正な人数で構成されております。取締役会としては、当社の経営方針、戦略および計画に加え、ガバナンスの充実・強化、少数精鋭による相互の意思疎通の円滑化等の面からも慎重な検討を重ねたうえで、現時点において、当社では、社内取締役3名、社外取締役6名の計9名が必要十分な人数であると考えており、当社が提案する候補者で構成される取締役会の体制こそが最適であると考えております。

一方、株主提案において、提案株主は「専業エレベーターメーカーとして、世界の頂点を目指すための様々な観点を提供できるメンバーを選定できた」と主張しております。しかしながら、その候補者の中に、海外はおろか国内のエレベーター業界の出身者さえおらず、他方で、国内の銀行・証券会社出身者が3名、官公庁出身者が2名いるなど、創業75周年を迎える専業エレベーターメーカーであり、売上高の約3分の2を海外事業が占める当社の事業内容に即した経営への助言や監督を果たすための十分な専門性・国際性を備えているとは言い難く、また、会社提案の候補者らと比べて、ジェンダー、国籍、年齢、職歴等のいずれの観点からも、現代の非連続的かつ急激な経営環境の変化に対し、柔軟に対応できるだけの多様性を十分に備えているとは言い難いと考えております。

また、株主提案に係る候補者については、指名・報酬諮問委員会から、候補者について外部専門家の支援を受けて実施したインタビューの結果および当該外部専門家の意見も踏まえ、取締役として選任する必要はない旨の答申を受けております。

以上より、当社取締役会としては、当社の事業内容、経営環境等に鑑みると、会社提案である第2号議案による取締役会体制こそが、そのスキルセットや適正規模の観点から最適な体制であると確信しており、本議案による候補者を社外取締役として選任する必要はないと考え、本議案の全てに反対いたします。

第6号議案 (株主提案)

定款の一部変更の件(特定の株主に対する情報提供等の禁止)

①議案の要領

現行定款に、以下の章および条文を新設する。

第8章 特定の株主に対する情報提供等の禁止

第41条(特定の株主に対する情報提供等の禁止)

当会社の取締役は、特定の株主に対し、善管注意義務又は忠実義務に違反して、職務上知り得た情報を開示、漏洩又は提供してはならない。

- ② 当会社の取締役は、何人に対しても、株主の権利の行使に関し、財産上の利益の供与をしてはならない。
- ③ 当会社の取締役は、株主(直接的又は間接的に総株主の議決権の10分の1以上を有する株主に限る。ただし当該割合の判定に当たっては、当該株主及び共同保有者(金融商品取引法第27条の23第5項に規定する「共同保有者」をいう。)の保有する株式を合算して判定するものとする。)と接触した場合、(a)当該接触の事実及び(b)当該接触時において当該株主から伝えられた当会社の業務に関連する一切の要請、要望又は提案を取締役会において報告しなければならない。

②当社取締役会の意見

当社取締役会としては、**本議案に反対**いたします。

③反対の理由

取締役が、特定の株主に限らず、善管注意義務または忠実義務に違反して、職務上知り得た情報を開示、漏洩または提供してはならないことは、会社法上当然のことであり、万が一当社取締役が未公表の重要情報を提供することとなった場合には、フェア・ディスクロージャー・ルールに則り、速やかに他の投資家にも公平に情報提供を行ってまいります。また、取締役が、何人に対しても、株主の権利の行使に関し、財産上の利益の供与をしてはならないことも、会社法上当然のことであり、当社取締役はこれら法令を遵守してまいる所存でございます。

さらに、当社では、コーポレートガバナンス・コード原則 5-1 に基づき、既に「株主との建設的な対話を促進するための体制整備・取組みに関する方針」を定め、特定の大株主に限らず株主から寄せられた意見や情報については取締役会等との共有を図るという体制が確保されており、取締役も善管注意義務および忠実義務に基づき当然にこの方針に沿って行動しておりますので、定款において大株主との接触の一切を取締役会に報告させる旨を規定する必要はないと考えております。

なお、株主提案において、提案株主は、特定の株主から提案され選任された社外取締役らが、株主平等原則に違反して当該株主に対して情報提供をしたり、その意向を踏まえた対応をとるといった弊害が生じる可能性があり、当社においてそのような弊害が生じているおそれがあると主張しております。しかし、当社社外取締役は、その選任に至る経緯にかかわらず、独立した立場で当社のコーポレートガバナンスおよび企業価値の向上に尽力しており、特定の株主に迎合した対応をとっているという事実はありません。また、当社取締役についてはいずれも、情報漏洩や利益供与を疑うべき事情もありません。

以上より、当社取締役会としては、定款に本議案のような規定を設けることは不要と判断しております。

第7号議案 (株主提案)

定款の一部変更の件(業務執行に関する検査役の選任)

①議案の要領

現行定款に、以下の条文を新設する。

第42条 (業務執行に関する検査役の選任)

総株主の議決権の80万分の1以上の議決権を有する株主は、裁判所に対し、会社法35 8条第1項に定める検査役の選任の申立てをすることができる。

②当社取締役会の意見

当社取締役会としては、**本議案に反対**いたします。

③反対の理由

業務執行に関する検査役の選任の申立権を一単元以上の株式を所有する株主に与えた場合、 当該権利が濫用的に行使されるおそれがあり、かえって会社・株主の利益を毀損する可能性が 高まることから、適切ではないと考えております。また、提案株主は、提案の理由として、あ たかも当社取締役が、現在、特定の株主の利益を代弁して行動しているかのように見なし、会 社の長期的利益に反する会社の売却、資産の切り売りや社外流出をしているとの懸念を示して おりますが、そのような事情は一切なく、何ら根拠のない憶測・印象操作に基づく提案であり ます。

従いまして、当社取締役会は、本議案に反対いたします。

第8号議案 (株主提案)

社外取締役に対する報酬の額改定の件

①議案の要領

社外取締役の報酬額を、固定額として、1人当たり年額1000万円に改定する。

②当社取締役会の意見

当社取締役会としては、**本議案に反対**いたします。

③反対の理由

提案理由によれば、提案株主は、当社社外取締役の金銭報酬額が他社に比して高額であり、 さらに事後交付型株式報酬が付与されることを指摘し、一部の株主の意向に沿った短期利益的 な判断を行う懸念があるとして、1人当たり年額1000万円の固定報酬とすることを求めてお ります。

しかしながら、当社が、提案株主が主張するように「専業エレベーターメーカーとして、世界の頂点を目指すため」には、グローバルな知見、十分な経験および能力を有する独立社外取締役が必要であり、そのような優秀な人材の登用・維持を図るためには、そのスキルや期待される役割に相応しい水準の報酬プランを用意することが必要不可欠です。また、社外取締役は、少数株主を含む全ての株主に共通する株主の共同の利益を代弁する立場にあり、社外取締役による経営監督の質を高めるためには、株式報酬によって株主との価値共有を図ることが適切といえます。さらに、当社では、本臨時株主総会以降は、取締役会として、社外取締役と社内取締役が一致して、創業家出身の経営者によるいわゆるワンマン経営の時代から脱却し、上場企業に求められる最高水準のコーポレートガバナンスを忠実かつ確実に確立するための取組を迅速かつ着実に進めている最中であり、そのために社外取締役は現に相応の業務を行っております。「社外取締役であっても、その重みを踏まえ、自分の業務の成果を適切に反映した報酬を受け取るべき」との提案株主の主張どおり、実際に当社社外取締役は、いかなる株主からも独立した立場で相応の時間を費やして当社の上場企業に求められる最高水準のコーポレートガバナンス体制の構築と企業価値の最大化のために尽力しており、提案株主の懸念するような特定の株主の意向に沿った判断をしている事実も当然ながらありません。

従いまして、当社取締役会としては本議案に反対いたします。

第9号議案 (株主提案) 第10号議案 (株主提案)

取締役に対する報酬の支払条件(クローバック条項)の件 定款の一部変更の件(クローバック条項)

①議案の要領

第9号議案

取締役に対する報酬の支払条件として、以下の条件(クローバック条項)を定めることを提 案する。

① 取締役が法令に違反(善管注意義務又は忠実義務の違反を含む。)した場合、②取締役が特定の株主に対し利益供与を行った場合、又は、③取締役が特定の株主に対し当該株主を利する情報提供を行った場合、フジテックは当該取締役に対し、報酬額の50%を限度として、報酬の返還を請求でき、又は、その支払を拒絶することができる。

第10号議案

現行定款の第25条に、第2項として、以下の条項を新設する。

第25条

② ①取締役が法令に違反(善管注意義務又は忠実義務の違反を含む。)した場合、②取締役が特定の株主に対し利益供与を行った場合、又は、③取締役が特定の株主に対し当該株主を利する情報提供を行った場合、当会社は当該取締役に対し、報酬額の50%を限度として、報酬の返還を請求でき、又は、その支払を拒絶することができる。

②当社取締役会の意見

当社取締役会としては、第9号議案および第10号議案に反対いたします。

③反対の理由

提案株主は、株主提案により選任された取締役について、当該株主から「派遣」されており、「派遣」元である株主に対し内部情報を不当に流したり、株主から水面下で指揮命令を受ける危険性があるとして、上記定款変更を提案しております。しかしながら、提案株主の挙げる事由に該当する場合、当社としては、当該取締役に対して、会社法に基づき善管注意義務違反または忠実義務違反を理由として責任追及を行うことが適切であり、別途定款でこのような定めを設ける必要性は乏しいと考えております。

また、選任に至る経緯にかかわらず、当社取締役は当社に対して善管注意義務および忠実義務を負っていることを十分に自覚しており、特定の株主に対する情報漏洩や利益供与を懸念すべき事情はございません。さらに、当社社外取締役は、特定の株主から「派遣」されているも

のではなく、提案株主がいみじくも主張するとおり「会社を如何に成長させるべきかという強い当事者意識」を持って当社の企業価値の向上のために職務を執行しており、「特定の株主のみを利するような対応」をしておりませんし、そのような懸念もございません。

以上より、当社取締役会としては、定款に本議案のような規定を設けることは不要と判断しております。

第11号議案 (株主提案)

定款の一部変更の件(取締役会の議事の録音等)

①議案の要領

現行定款の第24条に、第2項および第3項として、以下の条項を新設する。

第24条

- ② 当会社は、取締役会及び指名報酬諮問委員会の議事を全て録音し、当該録音記録を取締役会及び指名報酬諮問委員会の日から十年間その本店に備え置く。
- ③ 当会社は、前項の録音に係る反訳文を、取締役会議事録及び指名報酬諮問委員会議事録に 添付する。

②当社取締役会の意見

当社取締役会としては、**本議案に反対**いたします。

③反対の理由

取締役会設置会社は、取締役会の議事について、法務省令で定めるところにより議事録を作成し(会社法第369条第3項、会社法施行規則第101条第3項)、取締役会の日から10年間これを保管することが義務付けられております(会社法第371条第1項)。当社は、これら法令の定めに基づいて取締役会議事録を作成しており、これにより取締役会の運営の適正性は確保されていることから、これに加えて定款に議事の録音等を規定する必要はないと考えております。

また、取締役会の議事内容の一言一句が録音等により記録される場合、第三者から片言隻句をとらえて非難や責任追及の根拠とされることをおそれ、取締役が自らの意見を率直に述べることを躊躇することなどの懸念が生じます。そのような場合、取締役会における自由闊達な議論が妨げられ、取締役会の実効性が阻害される事態が予想され、このことは株主の利益に反することになると考えられます。

提案株主は、当社取締役会において特定の株主の影響下にある社外取締役から緊急提案がなされたり、十分な議論がなされずに決議がなされるなど強引な議事進行が行われている懸念があることを提案根拠として主張しております。しかし、当社取締役会において、特定の株主の影響下にある社外取締役などは存在せず、社外取締役らはいかなる株主からも独立した立場で当社の企業価値向上のために尽力しております。また、当社取締役会では、適正性を確保しつつ、十分な審議を経て決議が行われており、株主提案の指摘する強引な議事進行は行われていないことから、提案株主による提案理由における主張には理由がないものと考えております。 従いまして、当社取締役会としては本議案に反対いたします。

第12号議案 (株主提案)

剰余金の処分の件

①議案の要領

第5号議案で提案している取締役8名の選任に関する議案につき、うち6名以上の選任に関する議案が承認可決されることを条件として、剰余金の処分を以下のとおりとする。なお、本議案は、第76期定時株主総会において当社が剰余金の処分に係る議案を提案する場合には、同提案の代替として提案するものであるので、会社提案と本提案の双方に賛成することのないよう留意されたい。

- (1) 配当財産の種類 金銭
- (2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額 当社普通株式1株につき金100円とする。 なお、この場合の総額は、上記の普通株式1株あたりの配当金額(金100円)に、当 社の第76期定時株主総会の議決権の基準日現在の配当の対象となる株式数を乗じた 額、すなわち約79億円となる。
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日 2023年6月30日
- (4) 配当金支払開始日 2023年7月10日
 - (注)なお、提案株主は、別紙株主提案権行使書第9の1において、「(会社提案と本提案の)双方に賛成の議決権を行使したときは、配当金額の高い議案に対する議決権行使を有効と扱うものとする。」としておりますが、双方に賛成の議決権を行使された場合は双方につき無効と扱います。また、(4)配当金支払開始日については、別紙株主提案権行使書第9の1には記載がありませんが、提案株主の同意の下に追加いたしました。

②当社取締役会の意見

当社取締役会としては、**本議案に反対**いたします。

③反対の理由

i.当社の株主還元を重視する姿勢は過去から一貫しており、直近も高い配当水準を実現していること

当社は、株主への利益還元を経営の重要な施策の一つとして認識しており、中期経営計

画「Vision24」においても、配当性向50%以上を掲げるとともに、営業キャッシュフローの50%から配当を除く金額を追加的な自己株式取得に充当する旨を公表しております。実際に、2023年5月12日発表の「2023年3月期決算短信〔日本基準〕(連結)」における、2023年3月期決算の親会社株主に帰属する当期純利益は8,433百万円、1株当たり当期純利益は106円67銭であり、予定している年間配当は75円(うち期末配当40円)、配当性向は70.3%となっております。

2021年3月期、2022年3月期の配当性向はそれぞれ52.4%、52.5%であり、2020年12月4日発表の「当社の戦略的方向性について」において基本配当性向50%以上を打ち出して以降、配当政策を有言実行で果たしてきております。

ii.財務健全性に対する考え方への見解に相違があること

提案株主は、当社が留保すべき資金は約200億円、残余の内部留保金が現時点で約300億円であり、毎期増加する内部留保金も相当な金額であるため、配当の増額を実施したとしても当社の財務健全性が害されることなく、さらなる事業成長を図ることができると主張しております。

しかしながら、当社の認識は、「Vision24」において公表しておりますとおり、積極的な成長投資を支える財務の健全な基盤を維持するとの方針の下、少なくとも売上高の100日分相当を必要現金として確保しておく必要があると考えており、「2023年3月期決算短信〔日本基準〕(連結)」における2023年3月期決算の売上高207,589百万円に基づくと、必要現金水準は約569億円となり、同期において当社が保有する現金および預金が約583億円であることに鑑みると、現在、当社の資金余力は限定的であると認識しております。また、提案株主が掲げる1株あたり100円、総額約79億円の期末配当は、年間配当金としては1株当たり135円、配当性向で126.6%に相当し、原材料高騰による採算性低下の影響が継続する現下の事業環境においては過大な水準であると考えております。

iii.本提案が財務健全性の維持と還元強化の両立を企図したものかに疑義が存在すること

提案株主による本提案は、取締役8名の選任に関する議案について、うち6名以上の選任に関する議案が承認可決されることを条件にしております。前述のとおり、中期経営計画「Vision24」で掲げている財務規律に係る考え方は、提案株主の代表取締役で、「Vision24」の策定当時、当社の代表取締役社長としてその策定を主導し、取締役会における承認および決議にも参加していた内山氏も明確に認識しているはずです。その内山氏が代表を務める提案株主が、自らの提案する取締役の選任を条件として、中期経営計画における財務規律に関する考え方に真っ向から反し、しかも、上程されなかったとはいえ別紙株主提案権行使書第10(第9号議案 剰余金の処分の件(加算配当))によって当社の提案する配当金額よりも必ず高額になるように企図された増配提案をしており、このよう

な内容の過大な配当を求める提案を行うことこそが、株主の短期的な利益追求を煽り、提 案株主の主たる目的である取締役選任提案への支持を取り付けることを目的としていると 判断せざるを得ないと考えております。

iv.当社事業戦略および財務戦略の見直しについて

以上より、当社取締役会としては、本議案に反対いたしますが、当社は新たな取締役会および執行体制の下、現行の「Vision24」を含む当社事業戦略および財務戦略の見直しを進める考えであり、企業価値の向上を通じて、株主をはじめとするステークホルダーの皆様の期待に応える所存であります。

(注) 株主提案である第12号議案と会社提案である第1号議案とは両立しない議案であり、 双方に賛成された場合、双方につき無効となりますので、双方に賛成されることのな いようにご注意ください。 (別紙)

※提案株主から提出された株主提案権行使書を原文のまま掲載しております。

2023年4月25日

〒522 - 8588 滋賀県彦根市宮田町591番地1 フジテック株式会社 代表取締役 岡田 隆夫 様

> 〒530 - 0001 大阪府大阪市北区梅田一丁目1番3 - 914号 株式会社ウチヤマ・インターナショナル 代表取締役 内山 高一

株主提案権行使書

株式会社ウチヤマ・インターナショナル(以下「弊社」といいます。)は、6か月前より引き続き、フジテック株式会社(以下「フジテック」といいます。)の総株主の議決権の3%以上の議決権(5,043,969株)を有する株主です(弊社代表取締役個人及び弊社関連会社等の保有株式を含めると、フジテックの約10%の議決権を保有しております。)。

弊社及び弊社代表取締役は、フジテックの創業家、大株主、そして元社長として、フジテックの経営理念「人と技術と商品を大切にして、新しい時代にふさわしい美しい都市機能を、世界の人々とともに創造する」を基に、常に変化に即したガバナンスを通して企業価値ひいては株主共同の利益の確保と向上を目的として会社の舵をとってきました。

しかし、昨年以来、香港を拠点としケイマン諸島のアクテイビストファンドを運営するオアシス・マネジメント・カンパニー・リミテッドら(以下「オアシス」といいます。)によるキャンペーン及びたくみな世論操作による社外取締役の入れ替えにより、フジテックの経営はまさにオアシス一色になってしまいました。その結果、現在のフジテックでは、短期的売り抜けを目論みこれを志向するオアシスからの要求が全て、そしてそれのみが達成される事態となっており、よりよいガバナンスを通じた持続可能な企業価値ひいては株主価値の向上の観点から非常に憂慮される状況となっております。

しかも、この状況は現在一層強まり、フジテック社内は混乱し、オアシスへの迎合を強いられている上層部がオアシスの短期的売り抜けのための施策のみにとらわれ、直近の業績発表を見ても正常な経営ができているとは到底思えません。例えば、新しい社外取締役が就任して約3か月が経過しましたが、中期経営計画の改定も何らなされておらず、ビジネスプランも打ち出すこと

ができておりません。ここ数週間では、株主、取引先、協力会社、従業員、そして執行役員メンバーから多くの懸念や心配の声が寄せられており、現在の取締役体制では正常な経営や日々の事業運営がされているとは到底思えません。

明らかに、オアシスの行動は、今までの発言等によって指摘していた会社の企業価値やガバナンス向上が真の目的ではなく、2023年4月19日の日経新聞のインタビューでセス・フィッシャー本人も示唆しているように、常套手段の一環として会社を売却する等して売り抜けることが真の目的と判断せざるを得ません。さらに、日経新聞及びブルームバーグのインタビューで、セス・フィッシャーは、社内の執行側取締役への退任要求を行いました。これも売却準備の一環と捉えることが可能であり、実現されれば、会社は日々の事業運営すらできなくなる可能性があり、フジテックにさらなる混乱が生じることは確実です。既に、オアシスは、本性を現し、「衣の袖から鎧は見えている」わけで、オアシスの横暴は許すべきではありません。フジテックのエレベーターやエスカレーターは国内外の多くの民間や官公庁の建物に納入されており、社会インフラを支える重要な役割を担っており、安易な売却は様々な観点から問題だと考えております。そもそも、議決権として約16.5%しか保有していないオアシスが、現状においてはフジテックの取締役全員に影響を及ぼし、大半の株主の声が反映されない点に大きな問題があると考えます。

弊社は、大株主として、この混乱を容認することはできないと考えており、フジテックの経営とガバナンスの両方を立て直せる取締役を選任すること等が急務と考えて、本提案に及びました。

現下の状況では、現取締役会がオアシスの要求をそのまま飲んでおり、これは大問題であり、 取締役会での直近の決議等から判断すると、取締役が企業利益及び一般株主の利益を確保し向上 させるための独立性を有しているとは言えません。弊社としましては、フジテックの企業価値・ 株主価値を確保し、継続的に向上させるために、真に独立している役員が必要と考えます。

つきましては、会社法第303条、同第305条、同第325条の4第4項に基づき株主提案権を行使し、次の各事項を請求します。

- 1 下記第1の事項を、令和5年6月21日に開催されるフジテック第76期定時株主総会における会議の目的とすること
- 2 下記第2乃至第10の議案の要領及び提案理由について、電子提供措置を取ること

記

第1 会議の目的事項(議題)

第1号議案
 取締役8名選任の件

2 第2号議案

定款の一部変更の件(特定の株主に対する情報提供等の禁止)

3 第3号議案

定款の一部変更の件 (業務執行に関する検査役の選任)

4 第4号議案

社外取締役に対する報酬の額改定の件

5 第5号議案

取締役に対する報酬の支払条件(クローバック条項)の件

6 第6号議案

定款の一部変更の件(クローバック条項)

7 第7号議案

定款の一部変更の件(取締役会の議事の録音等)

8 第8号議案

剰余金の処分の件

9 第9号議案

剰余金の処分の件(加算配当)

第2 第1号議案の議案の要領及び提案理由

1 議案の要領

以下の8名をフジテックの取締役として選任する。

社外取締役候補者 木村 一義 (キムラ カズヨシ)

同 西川 徹矢 (ニシカワ テツヤ)

同 小手川 大助 (コテガワ ダイスケ)

同 萩谷 麻衣子 (ハギヤ マイコ)

同 杉原 伸生 (スギハラ ノブキ)

同 津田 晃 (ツダ アキラ)

同 沖本 普紀 (オキモト ヒロキ)

同 Uenishi Kenji(※)

※Uenishi Kenji氏は米国籍であるため、氏名をローマ字で表記しています。

2 提案の理由

社外取締役候補者8名の略歴等及び同人らを社外取締役候補として提案する理由は次の通りです。なお、推薦する社外取締役候補者はすべて独立しており、人材紹介会社よりメンバー選定を受けて、推薦するものです。弊社としては、専業エレベーターメーカーとして、世界の頂点を目指すための様々な観点を提供できるメンバーを選定できたと自負しております。

候補者	氏 名	
番号	(生年月日)	W□ /iÈ
1		1967年 4 月 日興證券株式会社(現SMBC日興証券株式会社)入社2000年 3 月 同社 取締役副社長2001年 6 月 日興アセットマネジメント株式会社 取締役社長2005年 6 月 日興コーディアル証券株式会社 (現SMBC日興証券株式会社 (現SMBC日興証券株式会社) 取締役会長2007年 2 月 株式会社日興コーディアルグループ代表執行役会長2011年 6 月 日立工機株式会社社外取締役2012年 6 月 スパークス・アセット・マネジメント株式会社 監査役2012年 6 月 大和ハウス工業株式会社 社外取締役2012年11月 株式会社ビックカメラ 取締役2012年11月 株式会社コジマ 取締役2013年 9 月 株式会社コジマ 代表取締役会長兼社長代表執行役員2020年 6 月 スパークス・グループ株式会社 社外取締役(監査等委員)(現任)

株主総会参考書類

候補者番 号	氏 名 (生年月日)	略歴
2	西 川 徹 矢 (1947年6月1日生)	1972年 4 月 警察庁入庁 1989年 8 月 警視庁刑事部捜査第二課長 1991年 1 月 警視庁刑事部参事官兼防犯部参事官 1993年 4 月 和歌山県警察本部長 1998年 3 月 新潟県誓察本部長 2005年 8 月 防衛庁長官官房長 2007年 1 月 防衛省官房長 2007年 1 月 明治安田生命相互保険会社顧問 2009年 8 月 内閣官房副長官補 2011年11月 損害保険ジャパン日本興亜株式会社顧問 2012年 1 月 弁護士登録(第一東京弁護士会)笠原総合法律事務所入所 2012年 6 月 株式会社太平エンジニアリング社外監査役(現任) 2013年 5 月 株式会社セキド社外監査役(現任) 2013年 6 月 株式会社セキド社外監査役 2014年 6 月 清水建設株式会社社外監査役 2014年 6 月 岩谷産業株式会社社外監査役 2016年 3 月 公益社団法人岩谷直治記念財団評議員(現任) 2018年 7 月 一般社団法人日本宇宙安全保障研究所監事(現任) 2018年12月 株式会社創建社外監査役(現任) 2019年10月 公益社団法人斯文会理事(現任) 2020年 6 月 公益社団法人講道館理事(現任)

候補者番号	氏 名 (生年月日)	略歴				
3	(1951年5月3日生)	1975年 4 月 大蔵省 (現財務省) 入省 1979年 6 月 スタンフォード大学大学院 経営学修士(MBA) 1996年 6 月 大蔵省 (現財務省) 証券局業務課長 1998年 6 月 金融監督庁監督総括課長 2003年 7 月 財務省大臣官房審議官 2005年 7 月 同省 関東財務局長 2007年 7 月 IMF 日本政府代表理事 2011年 2 月 一般財団法人キャノングローバル戦略研究所 研究主幹 2011年 5 月 株式会社パルコ 社外取締役 2012年 4 月 株式会社ストリーム 社外監査役 2012年 5 月 株式会社セキド 社外取締役 (現任) 2018年 4 月 株式会社ストリーム 社外取締役 (現任) 2018年 4 月 株式会社ストリーム 社外取締役 (現任) 2019年 1 月 株式会社フトリーム 社外取締役 (現任) 2019年 1 月 株式会社フトリーム 社外取締役 (現任)				
4		1996年 3 月 弁護士登録 1998年 4 月 東京弁護士会人権擁護委員会副委員長 2003年 4 月 東京弁護士会人権擁護委員会副委員長(2回目) 2005年 4 月 日本弁護士連合会綱紀委員会嘱託弁護士 2010年 6 月 日本女性法律家協会幹事 2014年 6 月 日本女性法律家協会副会長 2019年 6 月 海外需要開拓支援機構社外取締役(現任) 2021年 6 月 海外需要開拓支援委員会委員長(現任)				

株主総会参考書類

候補者番号	氏 名 (生年月日)	略歴
5	杉 原 伸 生 (1949年1月8日生)	1989年 月 ベルゴティア CEO 1997年 月 Filon SARL CEO 2000年 月 ABC Diamonds 代表取締役 2018年 月 一般財団法人杉原千畝記念財団名誉顧問(現任)
6	津 田 晃 (1944年6月15日生)	1968年 4 月 野村證券株式会社入社 1987年12月 同社取締役 1991年 6 月 同社常務取締役 1996年 6 月 同社代表取締役専務取締役 1997年 6 月 日本合同ファイナンス株式会社(現株式会社ジャフコ)代表取締役 専務取締役 1999年 4 月 同社代表取締役取締役副社長 2002年 5 月 野村インベスター・リレーションズ株式会社 取締役会長 2005年 6 月 日本ベンチャーキャピタル株式会社 代表取締役 取締役社長 2005年 6 月 日立キャピタル株式会社 取締役 2009年 8 月 宝印刷株式会社取締役 2013年 6 月 株式会社酉島製作所監査役 2013年 6 月 株式会社酉島製作所取締役 2018年 4 月 一般社団法人企業研究会理事(現任) 2018年 4 月 一般社団法人日本コンプライアンス推進協会会長 会長(現任)2019年 6 月 パス株式会社社外取締役 2019年12月 株式会社FCE Holdings 社外取締役(現任) 2021年 6 月 株式会社北日本銀行社外取締役(現任)

候補者番号	氏 名 (生年月日)	略歴					
7	沖 本 普 紀 (1962年6月23日生)	1986年 4 月 株式会社富士銀行(現みずほフィナンシャルグループ) 1997年 4 月 A.T. カーニー株式会社 1999年 4 月 SBIホールディングス株式会社(旧ソフトバンク・ファイナンス) 2004年10月 トリンプ・インターナショナル・ジャパン株式会社取締役CFO 2006年 2 月 リアルコム株式会社(現abalance)取締役CFO 2008年 1 月 ニイウスコ-株式会社執行役員副社長CFO 2008年 8 月 アリックスパートナーズ・アジア・LLC ディレクター 2012年 9 月 合同会社サンセット・マネジメント代表社員(現任) 2013年10月 アンカー・マネジメント株式会社代表取締役 2019年 8 月 ボストンコンサルティンググループ パートナー 2020年 6 月 Fiducia株式会社代表取締役 2023年 4 月 株式会社Olive Union 社外取締役(現任)					
8	Uenishi Kenji (1953年8月11日生)	1983年 6 月 Acoustic Technology Inc. (ボストン、米国) 1985年 7 月 Vigyan Associates Inc. (バージニア州、米国) 1987年 7 月 GE Aviation 本部 先進技術研究開発事業部 (オハイオ州、米国) 1997年 3 月 GE Aviation 本部 日本支社 2008年 1 月 GE Energy 本部 Asia-Pacific Region (アジア太平洋地域) 2013年10月 株式会社リクシル(Lixi1) 2017年 7 月 株式会社ザクティ					

- 1 各取締役候補者とフジテックとの間には特別の利害関係はありません。
- 2 木村氏、西川氏、小手川氏、萩谷氏、杉原氏、津田氏、沖本氏、Uenishi氏が社外取締役に選任された場合、同氏らとの間で責任限定契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく責任賠償限度額は、法令が定める最低責任限度額を限度といたします。

(1) 木村 一義氏

木村一義氏は、日興証券株式会社の取締役副社長、日興アセットマネジメント株式会社の取締役社長、日興コーディアル証券株式会社(現SMBC日興証券株式会社)の取締役会長を歴任し、40年以上にわたる日本の証券業界での職務を通じて日本の資本市場に貢献してきました。

その後、日立工機株式会社(現工機ホールディングス株式会社)や大和ハウス工業株式会社の社外取締役を務め、同時に、株式会社コジマの代表取締役社長を歴任した後、2020年にはコロナで苦戦を強いられていた株式会社ビックカメラの代表取締役社長に就任し、証券業界で培った経営力を活用して各社の収益性向上及び後任経営者の育成に貢献しました。現在は、スパークス・グループ株式会社及び株式会社ワールドホールディングスの社外取締役を務めております。

木村氏は、証券業界の実務経験を通じて培ったフェアディスクロージャー・ルール等の投資家保護に関する徹底した意識を有しており、また、市場での評価が企業価値のフェアバリューであるという考えを持っています。木村氏には、市場・投資家目線で変化する時代の課題を吸収しながら行う企業価値の持続的成長こそが企業のミッションであるという観点から、企業のガバナンスを経営者や社外取締役の立場で実践、助言してきた実績があります。さらに、木村氏は、企業の持続的成長のキードライバーは「従業員エンゲージメントの向上」であるとして、人的資本への投資にも強い信念を持ち続けておられます。

以上の経験や実績から、木村氏はフジテックのコーポレートガバナンスの向上及び長期的な企業価値向上に大きく貢献できると判断し、木村氏の社外取締役への選任をお願いするものであります。

(2) 西川 徹矢氏

西川徹矢氏は、警察庁入庁後、汚職事件、大型知能犯事件の捜査を指揮し、警察庁警備局外事課付・外務事務官に併任され、外務省研修を受けた後、在フィリピン日本大使館勤務となり、当時のマルコス政権末期の情報収集や動静把握等に従事した経験を有しております。また、警視庁刑事部及び防犯部の幹部指揮官として、インサイダー事件の捜査指揮や超大手スーパーの総会屋事件にも取り組んだ実績があります。

さらに、防衛参事官として防衛庁内のITを一手に担うサイバー担当となった他、人事教育局長としての人事指導行政の遂行や防衛庁官房長として「防衛庁の省への移行」問題に従事した経験があります。

現在は、弁護士として、企業法務、一般民事、企業犯罪関連事件に関与しております。

西川氏は、国内外の不正・犯罪行為及び企業不祥事の対処における卓越した実務経験並びに大規模組織の運営及び改革遂行能力を有しており、危機管理、不祥事対応、ガバナンス及びリーガルの分野において、コーポレートガバナンスの強化を図っていただけるものと判断しました。

なお、西川氏は、2017年秋の叙勲において、「瑞宝重光章」を受章しております。

(3) 小手川 大助氏

小手川大助氏は、大蔵省入省後、大蔵省証券業務課長として、三洋証券、山一證券の整理を担当し、のちに金融監督庁の課長として長期信用銀行、日本債券信用銀行の公的管理を担い、日本政策投資銀行の再生ファンドの設立及び産業再生機構の設立を行うなど1990年代の後半から日本の金融危機の対応をしてきました。

また、日本の地位を5位から2位に押し上げた世界銀行の増資交渉、円ドル委員会、構造改革協議、WTOの金融サービス交渉、日米包括協議、OECDの移転価格税制ガイドラインの設定等の数多くの国際交渉を担当したほか、OECD租税委員会の副議長として、ブラックリストの設立に至ったOECDの「税の競争」委員会を設立しました。その他にも大蔵省の大臣官房、主計局(外務省、経済協力担当)、主税局、理財局、国際局の要職を歴任しています。

さらに、IMF日本代表理事としてリーマンショック以降の世界金融危機に対処し、特に、IMFの資金の増強のための新規借入取極め(NAB)の最終会合の議長を勤めて6000億ドルの資金増強の合意に導きました。

小手川氏は、ハーバード大学ビジネススクール、タマサート大学経済大学院、リークアンユービジネススクールなどで特別講義を行った実績を有しています。

小手川氏には、世界最高水準の国際経験並びに金融、事業再生及び企業経営を横断する卓越した実務能力を活かし、取締役会の一員としてフジテックの長期的・持続的成長に貢献していただくことを期待しております。

なお、小手川氏は日本語、英語に堪能なほか、ロシア語、ドイツ語にも精通しています。

(4) 萩谷 麻衣子氏

萩谷麻衣子氏は、1996年の弁護士登録直後から、東京弁護士会人権擁護委員会の委員として活躍され、1998年には同委員会の副委員長を務め、人権擁護活動に尽力されました。その後も、同委員会における活動を通じて得た知見を基に企業におけるコンプライアンスの実現をライフワークとされてこられました。

また、2005年に日本弁護士連合会綱紀委員会の嘱託弁護士となられ、弁護士の懲戒請求事例おける問題点の検討、分析及び日本弁護士連合会への報告業務に従事されました。

さらに、2010年から2011年まで日本女性法律家協会の幹事を務め、2014年6月から2017年5月までは同協会の副会長を務められました(日本女性法律家協会は女性法律家(女性の裁判官、検事、弁護士、法学者)によって組織された、女性法曹の地位向上や親睦を深めるための活動をする団体です。)。萩谷氏は、同協会における幹事職及び副会長職のご経験を通じ、女性法律家の国内における活動範囲の拡大、他業種との親睦、国連関係NGO団体との国際交流の推進等に尽力されました。

加えて、2019年には海外需要開拓支援機構の社外取締役に就任し、2021年以降現在に至るまで海外需要開拓支援委員会の委員長を務め、同機構並びに投資先企業のガバナンス及びコンプライアンスの構築と維持に注力されています。

このように、萩谷氏には、コンプライアンスの遵守及び女性の社会的地位の向上のために 尽力してきた活動の中で培われた豊富な知見を活かして、フジテックの経営及びガバナンス に有益な提言をいただけるものと期待しております。

(5) 杉原 伸生氏

杉原伸生氏は、「命のビザ」を発給してナチスの迫害から多くのユダヤ人の命を救った杉原干畝氏の唯一存命の子息として、世界各地で講演を行い、難民支援と世界平和の重要性を説く活動を行ってこられました。杉原干畝が救った人々は、杉原サバイバー(survivor)と呼ばれ、現在は子孫も含め10万人以上いるといわれており、杉原伸生氏は、毎年サバイバーの会合に招かれています。Silverstein Properties創業者のLarry Silverstein氏もサバイバーの一人であり、Silverstein氏は100億ドル(1兆3000億円)の価値のある不動産を所有しております(新ワールドトレードセンター含む。)。その他にも多くの不動産所有者がおり、更なるグローバルなビジネス展開が期待されます。

杉原伸生氏は、ヘブライ大学で経済、経営学、ヘブライ語を学んだ後、1972年にイスラエルにおいてダイヤモンド事業を営むA. Moldawski社に入社し、ダイヤモンド事業に従事されました。その後、日本に帰国し、日本におけるダイヤモンド市場の動向を学んだ後は、ラマト・ガン、アントワープ、ボンベイ、ニューヨーク等に活躍の場を拡げ、ダイヤモンド輸出入等に従事されました。

1989年には、ベルギーにおいてダイヤモンドの採掘、輸出入、ベンチャー投資等を行うベルゴディアを設立し、CEOを務めました。そして、CEOに在任中は、アントワープ、ニューキャッスル、バンコクに研磨工場を設立し、研磨技術者530人を擁する規模にまで成長させました。

さらに、マダガスカルにFilon SARL社、ベルギーにABC Diamonds社を設立し、両社のCEOとして尽力されました。

このように、杉原伸生氏は世界各国でビジネスの最前線を経験されてきただけでなく、難 民支援等についても精力的に活動されてきました。

杉原伸生氏には、その貴重なご経験を踏まえて、グローバルビジネスの展開に必要な助言をいただくとともに、ESG(環境・社会・ガバナンス)という観点からも適切な方針策定に貢献していただき、フジテックの長期的成長に寄与していただけるものと考えております。

(6) 津田 晃氏

津田晃氏は、1968年に野村證券株式会社に入社し、秀抜な営業実績を残すとともに、後進育成にも精力的に取り組まれ、1989年に43歳という異例の若さで同社取締役に就任さ

れ、1996年には代表取締役専務まで務められました。

また、野村證券株式会社の代表取締役専務を退任後は、日本合同ファイナンス株式会社 (現在の株式会社ジャフコ)代表取締役専務に就任し、1999年には代表取締役副社長に就任 して、多数のスタートアップ企業の育成に尽力されました。

さらに、野村インベスター・リレーションズ株式会社の取締役会長を務められ、IR活動の コンサルティング事業に従事されました。

加えて、老舗のベンチャーキャピタルである日本ベンチャーキャピタル株式会社の代表取締役社長を務め、同社においても、事業の初期段階から積極的に経営に関与し、多くのスタートアップ企業を成長させてきました。その後、日立キャピタル株式会社の取締役、宝印刷株式会社の取締役を務めました。株式会社酉島製作所においては監査役を務め、同社のコンプライアンス推進の中枢を担ってこられたという実績があります。

現在は、上記の豊富な経験を活かし、株式会社北日本銀行の社外取締役、株式会社FCE Holdingsの社外取締役等を務め、両社の経営を客観的に監視してガバナンスの強化に尽力されています。また、一般社団法人日本コンプライアンス推進協会の会長を務められ、日本企業におけるコンプライアンスの向上に尽力されています。

このように、津田氏は多数の企業の成長・育成及びコンプライアンス推進において秀抜な 実績、経験を有しています。津田氏にはその貴重なご経験を踏まえ、客観的な視点からフジ テックの経営に適切な助言をいただき、企業価値・ガバナンスの向上のために貢献していた だけるものと考えております。

(7) 沖本 普紀氏

沖本普紀氏は、事業会社、金融機関、コンサルティングファームにわたる広範な業界において、国内外での豊富な事業経営・再生の実務経験を有しています。その間、経営者、債権者・株主、アドバイザーのそれぞれの立場で事業の成長と再生に深く関与されてきました。アドバイザリーの分野では、デロイトトーマツのグループ会社社長、ボストンコンサルティンググループの事業再生プラクティスのパートナーなどを歴任しました。また、米系事業再生コンサルティング会社アリックスパートナーズから出向し、国内外の事業会社の暫定CFO職、再建計画立案、業績改善などに従事しました。ATカーニーにおいては主として金融機関に対し戦略立案と実行を支援しました。

一方で、複数の事業会社の経営者(CEO、COO、CFO)として、経営管理の確立やターンアラウンド局面を主導しました。ベンチャー企業経営者としても、関与した2社を上場へと導き、また、起業したコンサルティング会社のデロイトグループへの売却に成功しております。

金融業界においては、富士銀行(現みずほ銀行)において、主として米国における不動産融資・不良債権のワークアウト、SBIホールディングスにおいて、ベンチャー投資審査、ポートフォリオ管理、上場投資先企業の再建で実績を挙げております。

今後、沖本氏の様々な分野における経験を活かし、フジテックの資本政策や、グローバル 戦略の立案に寄与していただけるものと考えております。

なお、沖本氏の主な事業経営及びターンアラウンドの具体的実績は以下のとおりです。

- ・LDH (旧ライブドア) のライブドア事件後のCFO/CROとして、百億円規模の上場子会 社売却、債権回収などの財務リストラクチャリング、アクティビストファンド株主対 応、ボード・マネジメントなどを行い、事業整理、早期の株主配当に寄与
- ・経営不振に陥っていたディジット・ブレーン(当時JASDAQ上場)の代表取締役として、複数の子会社の法的整理を含む組織再編、7割の人員削減などを実施し、結果として在任期間中に時価総額を3.5倍に引き上げ
- ・ターンアラウンド過程で参画したニイウスコー(当時東証二部上場)の副社長CFOとして、前経営陣による粉飾決算の実態解明、人員削減、IR、コンプライアンス確立、銀行団との財務リストラ交渉、民事再生申立てと新スポンサーへの事業譲渡のプロセスを主導
- ・起業したインターネット金融サービス会社の社長として、また、スタートアップのソフトウェアメーカーにCFOとして参画し、2社とも上場に成功

(8) Uenishi Kenji氏

Uenishi Kenji氏は、21歳でアメリカ合衆国に渡り、米国の大学及び大学院を修了後、NASAで空気力学コンピュータシミュレーションの研究に従事しました。その後、General Electric社の航空機エンジン部門に研究開発の技術総合職として入社し、26年間同社で勤務しました。Uenishi氏はGE Aviation(航空エンジン部門)の日本支社長として、日本の民間航空会社、航空機関連重工、防衛省に対する営業活動を統括し、日本の民間航空会社(主に日本航空と全日空)におけるGE航空機エンジンのマーケットシェアを6年間で50%から85%に引き上げるなど、同社の日本市場でのビジネス拡大に貢献しました。また、防衛省におけるGEエンジンの認知度も高めました。HondaとGEの合弁会社(GE Honda Aero Engines LLC)の創設者の一人でもあります。

その後、Uenishi氏はGE Energyのアジア太平洋地域社長として、異なる人種、言語、文化を持つ3000人のチームを結束させ、アジア太平洋地域14か国でのエネルギー事業を統括し、売上高を3000億円から5500億円に引き上げ、15%の営業利益率を継続して達成しました。また、アジア地域で多数のローカルリーダーを育成し、米国集中型のグローバルモデルから地域集中型のリーダーモデルへの変革に成功し、同社のBest Practiceとして認められました。

その後、日系大手住宅機器、自動車部品、精密機器メーカー等の取締役、代表取締役を歴任し、2019年にはスイスのスタートアップ企業であるプライスハブルの日本拠点を創設しました。

Uenishi氏には、国際的かつ大規模な事業会社の経験及びグローバルサプライチェーンの

成功体験で培われた知見を活かして、フジテックの経営に有益な助言がいただけるものと期待し、社外取締役候補者としました。

なお、Uenishi氏は、米国籍であり、ジョージワシントン大学院で航空工学博士号を取得しています。

第3 第2号議案の議案の要領及び提案理由

1 議案の要領

現行定款に、以下の章及び条文を新設する。

第8章 特定の株主に対する情報提供等の禁止

第41条(特定の株主に対する情報提供等の禁止)

当会社の取締役は、特定の株主に対し、善管注意義務又は忠実義務に違反して、職務上知り得た情報を開示、漏洩又は提供してはならない。

- ② 当会社の取締役は、何人に対しても、株主の権利の行使に関し、財産上の利益の供与をしてはならない。
- ③ 当会社の取締役は、株主(直接的又は間接的に総株主の議決権の10分の1以上を有する株主に限る。ただし当該割合の判定に当たっては、当該株主及び共同保有者(金融商品取引法第27条の23第5項に規定する「共同保有者」をいう。)の保有する株式を合算して判定するものとする。)と接触した場合、(a)当該接触の事実及び(b)当該接触時において当該株主から伝えられた当会社の業務に関連する一切の要請、要望又は提案を取締役会において報告しなければならない。

2 提案の理由

アクティビストの適切な行動は、会社と株主間の適度な緊張関係からガバナンスを向上させる点において、全株主だけでなく従業員、取引先を含む全ステークホルダーの利益となり、ひいては企業の永続成長に資するものです。

一方、全てのアクティビストが同一ではなく、「会社の利益を守るため」と言いつつも、実質は短期的売り抜けを志向するアクティビストもおります。それに迎合し、その利益のために、アクティビストから提案され選任された取締役が、株主平等原則に違反して、アクティビストに情報提供したり、アクティビストの意向を踏まえた対応をとるといった弊害も生じることがあります。現に、フジテックではそのような弊害が生じているおそれがあります。

このような弊害を防止するために、フジテックの定款に、取締役の守秘義務の明確化及び 取締役とアクティビストとの接触内容の開示義務を規定することで、株主平等原則の徹底及 び経営の健全化を図る必要があります。この定款変更により、実質的に「フジテックを守 る」ことにつながります。

第3号議案の議案の要領及び提案理由 第4

議案の要領

現行定款に、以下の条文を新設する。

第42条(業務執行に関する検査役の選任) 総株主の議決権の80万分の1以上の議決権を有する株主は、裁判所に対し、会社法358 条第1項に定める検査役の選任の申立てをすることができる。

2 提案の理由

アクティビストの多くの至上命題は「一日でも早く利益を出し、かつ、高く売れ」と言わ れるように短期間で高率の利益を実現することであり、これを目指して売り抜けしなければ ならないので、そのようなアクティビストの利益と会社の長期的利益は一致しません。その ため、そのようなアクティビストは経営の中身を議論するより、会社の長期的利益に反する 会社の売却、資産の切り売りや社外流出を目指すという弊害が生じえます。そしてフジテッ クでも、現にそのような現象が発生していると懸念されます。

このような弊害を防止するためには、現状でも会社法358条の資格要件(総株主の議決権 の3%以上の議決権を有することなど)を満たす弊社のみならず、概ね一単元以上の株式を 有する株主による不正なアクティビストの責任追及を容易にすることが有効と考えられま す。

かかる観点から、弊社は、業務執行検査役の選任申立要件を緩和する趣旨の定款変更を提 案するものです。この定款変更は、フジテックの永続的成長につながるものです。

第5 第4号議案の議案の要領及び提案理由

議案の要領

社外取締役の報酬額を、固定額として、1人当たり年額1000万円に改定する。

2 提案の理由

現在の社外取締役4名の報酬は、基本報酬のみでも1人当たり年額1250万円であり、十 分に高額です。しかもこれに加え、当該社外取締役には事後付与型株式報酬(RSU)も交付 されることとされており(その基準額は1人当たり1250万円というやはり高額なもので す。)、香港のアクティビストファンドであるオアシスの短期的な意向に従順になるよう誘導 するご褒美的な側面がある報酬設計になっています。

当該設計により取締役は、企業価値の中長期的な成長よりオアシスの意向に沿った短期的 な株価上昇に傾斜した判断になりがちであることを考慮すれば、かかる設計が社外取締役の 報酬体系として不適切であることは明らかです。また、一般に、年額約700万円がフジテッ クと同等の企業における報酬相場とされることを踏まえても、当該報酬体系は高額に過ぎます。

そもそもフジテックが扱うエレベーターやエスカレーターは「人の命を預かる重要な設備」です。それが安心・快適に動くのは、現場の従業員が文字通り命がけでエレベーター等を設置し、地道で誠実な保守をし続けるからです。高層ビルのエレベーターはベテラン社員が数年かけて設置します。危険な作業であり、事故や労災の可能性もある仕事です。また、地震大国たる日本では大型災害が起きれば、フジテックは全社をあげて対応し、社員は週末・夜中を問わず一目散に復旧作業に向かうのです。

この全役職員の地道な努力の積み重ねによってフジテックの利益は生み出されます。当然 ながら、社外取締役であっても、その重みを踏まえ、自分の業務の成果を適切に反映した報 酬を受け取るべきです。

そこで社外取締役報酬額を見直し、フジテックと同等の企業における報酬水準に鑑みて、RSUを新たに付与することなく、年額固定額金1000万円とすることを提案します。

第6 第5号議案の議案の要領及び提案理由

1 議案の要領

取締役に対する報酬の支払条件として、以下の条件(クローバック条項)を定めることを 提案する。

①取締役が法令に違反(善管注意義務又は忠実義務の違反を含む。)した場合、②取締役が特定の株主に対し利益供与を行った場合、又は、③取締役が特定の株主に対し当該株主を利する情報提供を行った場合、フジテックは当該取締役に対し、報酬額の50%を限度として、報酬の返還を請求でき、又は、その支払を拒絶することができる。

2 提案の理由

投資家から推薦された候補者が取締役となることが、一般的に不適切ということではありません。

しかし、アクティビストから「派遣」された社外取締役の場合、「派遣」元であるアクティビストに内部情報を不当に流したり、アクティビストの指揮命令を水面下で受けたりする 危険性が構造的に内在しています。

本来、取締役は、会社を如何に成長させるべきかという強い当事者意識を持たねばならず、取締役が特定の株主のみを利するような対応は許されません。万一、当該取締役が、特定の株主だけの利益になるような行為に及んだ場合、その取締役は報酬の対価となる業務を遂行したとは評価できません。

そこで、取締役のフジテックに対する善管注意義務・忠実義務の遵守及び株主平等原則を 徹底するため、取締役が特定の株主を不当に優遇した場合等には、フジテックが報酬の返還 等を請求することができるという趣旨の取締役の報酬支払条件を設定することを提案しま す。

第7 第6号議案の議案の要領及び提案理由

1 議案の要領

現行定款の第25条に、第2項として、以下の条項を新設する。

第25条
② ①取締役が法令に違反(善管注意義務又は忠実義務の違反を含む。)した場合、②取締役が特定の株主に対し利益供与を行った場合、又は、③取締役が特定の株主に対し当該株主を利する情報提供を行った場合、当会社は当該取締役に対し、報酬額の50%を限度として、報酬の返還を請求でき、又は、その支払を拒絶することができる。

2 提案の理由

投資家から推薦された候補者が取締役となることが、一般的に不適切ということではあり ません。

しかし、アクティビストから「派遣」された社外取締役の場合、「派遣」元であるアクテ ィビストに内部情報を不当に流したり、アクティビストの指揮命令を水面下で受けたりする 危険性が構造的に内在しています。

本来、取締役は、会社を如何に成長させるべきかという強い当事者意識を持たねばなら ず、取締役が特定の株主のみを利するような対応は許されません。万一、当該取締役が、特 定の株主だけの利益になるような行為に及んだ場合、その取締役は報酬の対価となる業務を 遂行したとは評価できません。

そこで、取締役のフジテックに対する善管注意義務・忠実義務の遵守及び株主平等原則を 徹底するため、取締役が特定の株主を不当に優遇した場合等には、フジテックが報酬の返還 等を請求することができるという趣旨の取締役の報酬支払条件を定款に定めることを提案し ます。

第8 第7号議案の議案の要領及び提案理由

議案の要領 1

現行定款の第24条に、第2項及び第3項として、以下の条項を新設する。

- 当会社は、取締役会及び指名報酬諮問委員会の議事を全て録音し、当該録音記録を取締役 会及び指名報酬諮問委員会の日から十年間その本店に備え置く。当会社は、前項の録音に係る反訳文を、取締役会議事録及び指名報酬諮問委員会議事録に
- 添付する。

2 提案の理由

現在、フジテックの取締役会では、一部アクティビストの影響下にあると思われる社外取締役から緊急提案がなされたり、十分な議論がなされずに決議がなされるなどの強引な議事進行が行われている懸念があります。

取締役会議事録は法律関係の明確化のために作成され、議事の経過及び結果について一応の証拠力を有するものですが、フジテックではこれに加えて、取締役会及び指名報酬諮問委員会の議事経過及び結果を録音によって機械的に記録するとともに、これを保存し、事後的に株主その他第三者による正確な検証を可能とすることで、取締役会の更なる適正な運営を確保するべきです。

第9 第8号議案の議案の要領及び提案理由

1 議案の要領

第1号議案で提案している取締役8名の選任に関する議案につき、うち6名以上の選任に関する議案が承認可決されることを条件として、剰余金の処分を以下のとおりとする。なお、本議案は、第76期定時株主総会においてフジテックが剰余金の処分に係る議案を提案する場合には、同提案の代替として提案するものであるので、会社提案と本提案の双方に賛成することのないよう留意されたい。双方に賛成の議決権を行使したときは、配当金額の高い議案に対する議決権行使を有効と扱うものとする。

(1) 配当財産の種類

金銭

(2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額 フジテック普通株式1株につき金100円とする。

なお、この場合の総額は、上記の普通株式1株あたりの配当金額(金100円)に、フジテックの第76期定時株主総会の議決権の基準日現在の配当の対象となる株式数を乗じた額、すなわち約79億円となる。

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日 2023年6月30日

2 提案の理由

株主に対し、会社の業績を勘案した適正な利益還元の充実を図ることが重要です。

ただし、持続可能な高水準の配当等の株主還元を可能とするためには、会社の成長とそれを可能にする経営陣の存在が必須です。かかる前提を踏まえたうえで、フジテックの財務状況を詳細に再点検した結果、現在の財務状況下では、剰余金の配当を1株当たり100円とすることが可能であると判断しました。

エレベーター等事業を専業とするフジテックでは、通常概ね100億円ほどを下請等取引先への前金や資材等の調達代金として留保する必要があります。また、新規事業等の準備として概ね100億円を別途内部資金として留保する必要もあります。その他、フジテックの事業成長に必要な設備投資等を差し引くと、残余の内部留保金は現時点で約300億円です。また、毎期増加する内部留保金も相当な金額であります。

そこで当期の期末配当につきましては、上記のとおり提案します。

当該配当増額によっても、フジテックの財務健全性が害されることはなく、さらなる事業成長を図ることができます。この配当方針について、弊社は少なくとも今後3年間継続することを約束します。

なお、本提案に係る剰余金の処分は、弊社提案に係る候補者が取締役に選任され、これらの者が責任をもってフジテックの経営に当たる場合にのみ、可能になるものと考えております。よって、本議案は、第1号議案で提案している取締役8名の選任に関する議案につき、うち6名以上の選任に関する議案が承認可決されることをその条件といたしたく存じます。

第10 第9号議案の議案の要領及び提案理由

1 議案の要領

第76期定時株主総会において、フジテック又は弊社以外の株主のいずれかが、剰余金の処分に係る議案として、普通株式1株あたり金100円以上の配当金額を提案した場合、その提案金額に金10円を加算した金額を1株あたりの配当金額とすることを、第8号議案に代えて提案する。ただし、第1号議案で提案している取締役8名の選任に関する議案につき、うち6名以上の選任に関する議案が承認可決されることを条件とする。

- (1) 配当財産の種類 金銭
- (2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額 フジテック普通株式1株につき、フジテック又は弊社以外の株主のいずれかが提案した 普通株式1株あたり金100円以上の配当金額に金10円を加算した金額とする。 なお、この場合の総額は、上記の普通株式1株あたりの配当金額に、フジテックの第 76期定時株主総会の議決権の基準日現在の配当の対象となる株式数を乗じた額となる。
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日 2023年6月30日
- 2 提案の理由

短期的利益を志向する一部の強欲な投資家による経営支配を排除し、フジテックの長期的 成長を実現する経営陣を確保するためにはこの提案が必要です。 当該配当増額によっても、フジテックの財務健全性が害されることはなく、さらなる事業 成長を図ることができます。

本提案に係る剰余金の処分は、弊社提案に係る候補者が取締役に選任され、これらの者が責任をもってフジテックの経営に当たる場合にのみ、可能になるものと考えております。

なお、短期的利益を志向する一部の強欲な投資家が推薦する取締役等経営陣によっては、このような配当及び健全経営を実現することは不可能だと考えます。

よって、本議案は、第1号議案で提案している取締役8名の選任に関する議案につき、うち6名以上の選任に関する議案が承認可決されることをその条件といたしたく存じます。

各提案の詳細及び関連情報については、下記のホームページをご参照ください。

フジテックを解放する 正式ホームページ https://www.freefujitec.com/

以上

連結貸借対照表 (2023年3月31日現在)

(単位:百万円)

科目	金額
資産の部 流動資産	150 122
	159,132
現金及び預金	58,297
受取手形、売掛金及び契約資産	75,545
商品及び製品	4,968
仕掛品	3,303
原材料及び貯蔵品	12,382
その他	7,771
貸倒引当金	△3,135
固定資産	70,966
有形固定資産	38,506
建物及び構築物	20,068
機械装置及び運搬具	5,644
工具、器具及び備品	2,739
土地	7,200
リース資産	2,010
建設仮勘定	843
無形固定資産	5,368
のれん	1,612
その他	3,756
投資その他の資産	27,090
投資有価証券	10,059
長期貸付金	1,262
繰延税金資産	4,850
その他	11,698
<u>貸倒引当金</u>	△780
資産合計	230,098

科目	金額
負債の部	
流動負債	79,888
支払手形及び買掛金	18,548
電子記録債務	3,904
短期借入金	9,789
1年内返済予定の長期借入金	6
未払法人税等	1,430
賞与引当金	2,628
役員賞与引当金	46
工事損失引当金	8,568
完成工事補償引当金	2,086
株主優待引当金	114
前受金	21,010
その他	11,752
固定負債	6,092
長期借入金	13
繰延税金負債	173
退職給付に係る負債	4,232
資産除去債務	53
その他	1,618
負債合計	85,980
純資産の部	
株主資本	124,268
資本金	12,533
資本剰余金	14,475
利益剰余金	99,546
自己株式	△2,287
その他の包括利益累計額	3,629
その他有価証券評価差額金	2,426
繰延ヘッジ損益	△127
為替換算調整勘定	2,098
退職給付に係る調整累計額	△768 35
新株予約権 非支配株主持分	35 16,185
・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	144,118
<u> </u>	230,098
其俱·祀县庄口司	230,030

連結損益計算書 (2022年4月1日から2023年3月31日まで)

(単位:百万円)

科目	金	額
売上高		207,589
売上原価		165,430
売上総利益		42,158
販売費及び一般管理費		30,538
営業利益		11,619
営業外収益		
受取利息	1,175	
受取配当金	235	
為替差益	649	
受取賃貸料	154	
雑収入	425	2,641
営業外費用		
支払利息	185	
貸倒引当金繰入額	571	
自己株式取得費用	93	
雑損失	77	928
経常利益		13,332
特別利益		
固定資産売却益	16	
投資有価証券売却益	10	
補助金収入	268	295
特別損失		
固定資産売却損	5	
固定資産除却損	37	
減損損失	1,146	
投資有価証券売却損	0	
投資有価証券評価損	0	
関係会社株式評価損	1	1,190
税金等調整前当期純利益		12,436
法人税、住民税及び事業税	2,474	
法人税等調整額	523	2,998
当期純利益		9,438
非支配株主に帰属する当期純利益		1,005
親会社株主に帰属する当期純利益		8,433

連結株主資本等変動計算書 (2022年4月1日から2023年3月31日まで)

(単位:百万円)

	株主資本					
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計	
当期首残高	12,533	14,474	104,649	△2,267	129,391	
当期変動額						
非支配株主との取引に 係る親会社の持分変動		0			0	
剰余金の配当			△6,427		△6,427	
連結範囲の変動			1,470		1,470	
超インフレの調整額			△19		△19	
親会社株主に帰属する 当期純利益			8,433		8,433	
自己株式の取得				△8,932	△8,932	
自己株式の処分		7		345	352	
自己株式の消却		△8,567		8,567	_	
利益剰余金から 資本剰余金への振替		8,560	△8,560		-	
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)						
当期変動額合計	1	0	△5,103	△19	△5,122	
当期末残高	12,533	14,475	99,546	△2,287	124,268	

	その他の包括利益累計額							
	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	為替換算 調整勘定	退職給付に 係る調整 累計額	その他の 包括利益 累計額合計	新株予約権	非支配 株主持分	純資産合計
当期首残高	2,475	17	△5,794	△607	△3,908	35	14,964	140,482
当期変動額								
非支配株主との取引に 係る親会社の持分変動								0
剰余金の配当								△6,427
連結範囲の変動								1,470
超インフレの調整額								△19
親会社株主に帰属する 当期純利益								8,433
 自己株式の取得								△8,932
								352
 自己株式の消却								_
利益剰余金から 資本剰余金への振替								_
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	△49	△144	7,892	△161	7,537	_	1,220	8,758
当期変動額合計	△49	△144	7,892	△161	7,537	_	1,220	3,635
当期末残高	2,426	△127	2,098	△768	3,629	35	16,185	144,118

連結注記表

連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項等

- 1. 連結の範囲に関する事項
 - (1) 連結子会社の数及び主要な連結子会社の名称

連結子会社の数

23社

主要な連結子会社の名称 フジテック アメリカ INC. (米国)

フジテック シンガポール CORPN. LTD. (シンガポール)

華昇富士達電梯有限公司(中国)

フジテック (HK) CO., LTD. (香港)

当連結会計年度において、フジテック アルゼンチーナ S.A.について、重要性が増したため、連結の範囲に含めています。また、当社グループの完全子会社であるフジテック インディア PRIVATE LTD.を通じて、Express Lifts Limitedの発行済み全株式を取得したことにより、新たに子会社となったため、連結の範囲に含めています。なお、Express Lifts Limitedは2023年4月20日付でFujitec Express Limitedに社名を変更しております。

(2) 主要な非連結子会社の名称等

主要な非連結子会社 フジテック サウジアラビアCO.. LTD. (サウジアラビア)

連結の範囲から除いた理由

非連結子会社は、いずれも小規模であり、合計の総資産、売上高、当期純損益(持分に見合う額)および利益剰余金(持分に見合う額)等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲から除外しています。

- 2. 持分法の適用に関する事項
 - (1) 持分法を適用した非連結子会社の数および主要な会社の名称 該当事項はありません。
 - (2) 持分法を適用しない非連結子会社の名称等

持分法を適用していない非連結子会社(フジテック サウジアラビアCO., LTD. 他)は、当期純損益 (持分に見合う額) および利益剰余金 (持分に見合う額) 等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しています。

- 3. 会計方針に関する事項
 - (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法
 - ①有価証券の評価基準及び評価方法

非連結子会社株式 …… 移動平均法による原価法

その他有価証券

・市場価格のない株式等以外のもの …… 時価法 (評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却 原価は移動平均法により算定)

- ・市場価格のない株式等 …… 移動平均法による原価法
- ②デリバティブの評価基準及び評価方法 …… 時価法
- ③棚卸資産の評価基準及び評価方法 主として個別法または総平均法による原価基準(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの 方法により算定)
- (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法
 - ①有形固定資産 (リース資産を除く)

主として定額法を採用しています。

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物及び構築物3~60年機械装置及び運搬具2~20年工具、器具及び備品2~20年

②無形固定資産 (リース資産を除く)

定額法を採用しています。

なお、自社利用のソフトウエアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっています。

- ③リース資産
 - ・所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっています。

なお、一部の在外子会社については、IFRSまたは米国会計基準に基づき財務諸表を作成しており、IFRS第16号(リース)またはASU第2016-02号(リース)を適用しています。IFRS第16号またはASU第2016-02号により、リースの借手については、原則としてすべてのリースを貸借対照表に資産および負債として計上しています。

(3) 重要な引当金の計 上基準

①貸倒引当金 …… 売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実

績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検

討し、回収不能見込額を計上しています。

②賞与引当金 …… 従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計

上しています。

③役員賞与引当金 ・・・・・・ 役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上

しています。

④工事損失引当金 …… 受注工事に係る将来の損失に備えるため、当連結会計年度末における未引

渡工事のうち、損失の発生が見込まれ、かつ、その金額を合理的に見積も

ることが可能な工事について、損失見込額を計上しています。

⑤完成工事補償引当金 …… 完成工事に係る無償補償費に充てるため、完成工事売上高に対し、将来発

生が見込まれる無償補償費の見積額を計上しています。

⑥株主優待引当金 …… 株主優待制度に基づく費用の発生に備えるため、将来発生すると見込まれ

る額を計上しています。

(4) その他連結計算書類作成のための重要な事項

①連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の事業年度末日は、すべて12月31日であります。なお、連結計算書類の作成にあたっては、同日現在の計算書類を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っています。

- ②重要な収益及び費用の計上基準
 - ・新設丁事

モダニゼーション工事

エレベータ、エスカレータ等のモダニゼーション工事を行っています。当該工事契約について、一定の期間にわたり履行義務が充足されると判断し、履行義務の充足に係る進捗度に基づき収益を認識しています。進捗度の測定は、各報告期間の期末日までに発生した工事原価が、予想される工事原価の合計に占める割合に基づいて行っています。

・保守

エレベータ、エスカレータ等の保守サービスを行っています。当該保守契約について、一定の期間に わたり履行義務が充足されると判断し、履行義務の充足に係る進捗度に基づき収益を認識していま す。進捗度の測定は、経過期間に基づいています。

・修理

エレベータ、エスカレータ等の修理工事を行っています。当該工事契約について、工事完了時に一時点で収益を認識しています。

③退職給付に係る会計処理の方法

従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における見込額に基づき、退職給付債務から年金資 産を控除した金額を計上しています。

・退職給付見込額の期間帰属方法 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっています。

・数理計算上の差異および過去勤務費用の費用処理方法 数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数 (10年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しています。 過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法に より費用処理しています。

未認識数理計算上の差異および未認識過去勤務費用については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しています。

なお、一部の連結子会社は、退職給付に係る負債および退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末 要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を採用しています。

④重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円換算し、換算差額は当期の損益として処理しています。

在外子会社等の資産および負債は、決算日の直物為替相場により円換算し、収益および費用は期中平均相場により円換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定および非支配株主持分に含めて計上しています。ただし、超インフレ経済下にある在外子会社の収益及び費用は、超インフレ会計を適用するため、決算日の直物為替相場により円貨に換算しております。なお、在外子会社等の決算日から連結決算日までの間に為替相場に重要な変動があった場合には、在外子会社等の貸借対照表項目を連結決算日の為替相場で円貨に換算しています。

⑤のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、11年間または14年間の定額法により償却を行っています。

- ⑥ヘッジ会計の方法
 - ・ヘッジ会計の方法原則として繰延ヘッジによっています。
 - ・ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段ヘッジ対象為替予約外貨建予定取引

・ヘッジ方針

デリバティブ取引に関して、リスクヘッジを目的とする取引を各社財務部門にて行っており、ヘッジ対象に係る金利変動リスクおよび為替相場変動リスクを一定の範囲内でヘッジしています。

・ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ対象のキャッシュ・フロー変動の累計または相場変動とヘッジ手段のキャッシュ・フロー変動の累計または相場変動を半期ごとに比較し、両者の変動額を基礎にして、ヘッジ有効性を評価しています。

会計上の見積りに関する注記

当社グループの翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響が特に大きいと考えられる見積り項目は以下のとおりです。

工事損失引当金

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

工事損失引当金 8,568百万円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社グループでは、連結会計年度末における未引渡工事のうち、当該工事の工事原価総額等が工事収益総額を超える可能性が高く、かつ損失予想額を合理的に見積ることができる場合に、損失見込み額を計上しています。工事原価総額等の算定は、契約内容や過去の同一機種の原価実績など、入手可能な情報から見積ります。算定に用いる仮定は、契約の変更、施工条件および資材・外注価格の動向など様々な要因により変動するため、継続的に検証し、見積りの改定を行います。

これらの見積りの改定や、実際に発生した製造原価が見積りと異なる場合に、翌連結会計年度の工事 損失引当金や売上総利益の金額に重要な影響を与える可能性があります。

会計方針の変更

米国会計基準ASU第2016-02号(リース)の適用

当社グループの米国会計基準適用子会社は、当連結会計年度より、ASU第2016-02号(リース)を適用しています。これにより、リースの借手は、原則としてすべてのリースを貸借対照表に資産および負債として計上しています。当該会計基準の適用が連結計算書類に及ぼす影響は軽微であります。

追加情報

1. 従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引

当社は、2020年11月6日開催の取締役会の決議により、当社従業員に対する中長期的な企業価値向上へのインセンティブ付与、福利厚生の拡充、及び株主としての資本参加による従業員の勤労意欲高揚を通じた当社の恒常的な発展を促すことを目的として、「信託型従業員持株インセンティブ・プラン(E-Ship)」(以下、「本プラン」といいます。)を導入しました。

(1) 取引の概要

本プランは、「フジテック社員持株会」(以下、「持株会」といいます。)に加入するすべての従業員を対象とするインセンティブ・プランです。本プランでは、当社が信託銀行に「フジテック社員持株会専用信託」(以下、「従持信託」といいます。)を設定し、従持信託は、今後5年間にわたり持株会が取得すると見込まれる規模の当社株式を、取引先金融機関からの借入金を原資として当社からの第三者割当によって予め取得します。その後は、従持信託から持株会に対して継続的に当社株式の売却が行われるとともに、信託終了時点で従持信託内に株式売却益相当額が累積した場合には、当該株式売却益相当額が残余財産として受益者適格要件を満たす者に分配されます。なお、当社は、従持信託が当社株式を取得するための借入に対し保証をしているため、当社株価の下落により従持信託内に株式売却損相当額が累積し、信託終了時点において従持信託内に当該株式売却損相当の借入金残債がある場合は、当社が当該残債を弁済することになります。

(2) 信託に残存する自社の株式

従持信託に残存する当社株式を、従持信託における帳簿価額(付随費用を除く。)により、純資産の部に自己株式として計上しています。当該自己株式の帳簿価額および株式数は、当連結会計年度115百万円、51千株です。

- (3) 総額法の適用により計上された借入金の帳簿価額 当連結会計年度 百万円
- 2. 超インフレの会計処理

アルゼンチンにおける3年間の累積インフレ率が100%を超えたことを示したため、当連結会計年度において連結の範囲に含めたフジテック アルゼンチーナ S.A.の財務諸表について、IAS第29号「超インフレ経済下における財務報告」に従った調整を行った上で連結しております。

連結貸借対照表に関する注記

1. 担保資産

担保に供している資産および担保付債務は次のとおりです。

受取手形、売掛金及び契約資産	346百万円
仕掛品	24百万円
原材料及び貯蔵品	147百万円
建物及び構築物	2,318百万円
機械装置及び運搬具	75百万円
土 地	529百万円
計	3,441百万円
短期借入金	654百万円
長期借入金	13百万円

2. 有形固定資産の減価償却累計額 38,690百万円

連結損益計算書に関する注記

1. 減損損失

重要な減損損失は次のとおりです。

場所	用途	種類	減損損失(百万円)
英国	_	のれん	1,046

当社グループは、継続的に損益を把握している管理会計上の区分を基礎としてグルーピングを行っています。

Amalgamated Lifts Limitedの株式取得により生じたのれんについて、事業計画を見直した結果、当初想定していた収益が見込めなくなったため、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しています。なお、回収可能価額は使用価値により測定しており、将来キャッシュ・フローを13.3%で割り引いて算定しています。

上記以外の減損損失は、重要性が乏しいため、記載を省略しています。

連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 発行済株式の種類および総数

株式の種類	当連結会計年度期首	当連結会計年度	当連結会計年度	当連結会計年度末
	株式数(千株)	増加株式数(千株)	減少株式数(千株)	株式数(千株)
普通株式	82,400	_	3,500	78,900

(変動事由の概要)

増減数の内訳は、次のとおりです。

2023年2月8日開催の取締役会決議による自己株式の消却 3.500千株

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1 株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2022年6月23日 定時株主総会	普通株式	3,652	45.00	2022年3月31日	2022年6月24日
2022年11月8日 取締役会	普通株式	2,775	35.00	2022年9月30日	2022年12月1日

- (注) 信託型従業員持株インセンティブ・プラン (E-Ship) として保有する当社株式に対する配当金として、2022年6月23日定時株主総会決議の配当金の総額には8百万円、2022年11月8日取締役会決議の配当金の総額には4百万円を含めています。
 - (2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの 2023年6月21日開催の定時株主総会の議案として、普通株主の配当に関する事項を次のとおり提案しています。

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2023年6月21日 定時株主総会	普通株式	3,120	利益剰余金	40.00	2023年3月31日	2023年6月21日

- (注) 2023年6月21日定時株主総会決議の配当金の総額には、信託型従業員持株インセンティブ・プラン (E-Ship) として保有する当社株式に対する配当金2百万円を含めています。
- 3. 当連結会計年度末の新株予約権(権利行使期間の初日が到来していないものを除く。)の目的となる株式の種類および数

普通株式

39千株

金融商品に関する注記

- 1. 金融商品の状況に関する事項
 - (1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、主に昇降機・電気輸送機の生産、販売、据付、保守事業を行うための設備投資資金を内部資金または借入により調達しています。一時的余資は安全性の高い金融資産で運用し、また、短期的な運転資金を内部資金または短期の借入により調達しています。デリバティブは、為替または金利変動リスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針です。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されています。当該リスクに関しては、当社は与信管理規定に従い、取引先ごとの期日管理および残高管理を行うとともに、主な取引先の信用状況を定期的に把握する体制としています。連結子会社においても、同様の管理を行っています。また、当社グループがグローバルに事業を展開していることから生じる外貨建ての営業債権は、為替の変動リスクに晒されていますが、必要に応じて先物為替予約を利用してヘッジしています。

投資有価証券である株式は、市場価格の変動リスクに晒されていますが、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、定期的に時価を把握し、取引先との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しています。

営業債務である支払手形及び買掛金は、そのほとんどが1年以内の支払期日です。また、その一部には、原材料等の輸入に伴う外貨建てのものがあり、為替の変動リスクに晒されていますが、恒常的に同じ外貨建ての売掛金残高の範囲内にあります。

借入金のうち、短期借入金は主に営業取引に係る資金調達であり、長期借入金は、主に設備投資に必要な資金の調達を目的としたものです。

デリバティブ取引は、外貨建予定取引に係る為替変動リスクに対するヘッジを目的とした先物為替予約取引です。デリバティブ取引に関して、当社グループは、リスクヘッジを目的とした取引を各社財務部門において行っており、その結果は、当社財務本部および財務担当役員に報告されています。なお、デリバティブ取引の利用にあたっては、信用リスクを軽減するために、格付の高い金融機関とのみ取引を行っています。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれています。金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。また、「2. 金融商品の時価等に関する事項」におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

2. 金融商品の時価等に関する事項 2023年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりです。 (単位:百万円)

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金 (※2)	66,373	66,229	△144
(2) 受取手形、売掛金及び契約資産 (貸倒引当金控除前)(※3)	59,128	56,914	△2,213
(3) 投資有価証券			
その他有価証券	7,695	7,695	_
(4) 長期貸付金(貸倒引当金控除前)	1,262	1,259	△3
	134,461	132,099	△2,361
(1) 支払手形及び買掛金	18,548	18,548	_
(2) 電子記録債務	3,904	3,904	_
(3) 短期借入金	9,789	9,789	_
(4) 長期借入金 (※4)	20	18	△1
(5) リース債務 (※5)	2,076	1,963	△112
	34,339	34,224	△114
デリバティブ取引(※6)			
ヘッジ会計が適用されているもの	(151)	(151)	_
デリバティブ取引 計	(151)	(151)	_

(※1) 市場価格のない株式等は、「(2) 投資有価証券」には含まれていません。 当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下の通りです。

区分	連結貸借対照表計上額(百万円)
非上場株式	118
関係会社株式	2,244

- (※2) 「現金及び預金」については、連結貸借対照表では投資その他の資産のその他に含まれている、長期定期預金(連結貸借対照表計上額8,076百万円)も含めて表示しております。
- (※3) 契約資産は含まれておりません。
- (※4) 流動負債の1年内返済予定の長期借入金と固定負債の長期借入金を合算して表示しています。
- (※5) 流動負債のその他と固定負債のその他に含まれているリース債務を合算して表示しています。
- (※6) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については()で示しています。

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価:観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時

価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価:観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算

定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価:観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれ ぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

区分	時価(百万円)							
运 力	レベル1	レベル2	レベル3	合計				
投資有価証券								
その他有価証券								
社債	_	43	_	43				
株式	7,652	_	_	7,652				
資産計	7,652	43	_	7,695				
デリバティブ取引								
通貨関連	_	151	_	151				
負債計	_	151	_	151				

(2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

区分	時価(百万円)							
	レベル1	レベル2	レベル3	合計				
現金及び預金		66,229		66,229				
受取手形、売掛金及び契約資産 (貸倒引当金控除前) (※)	_	56,914	_	56,914				
長期貸付金(貸倒引当金控除前)	_	1,259	_	1,259				
資産計	_	124,403	_	124,403				
支払手形及び買掛金	_	18,548	_	18,548				
電子記録債務	_	3,904	_	3,904				
短期借入金	_	9,789	_	9,789				
長期借入金	_	18	_	18				
リース債務	_	1,963	_	1,963				
 負債計	_	34,224	_	34,224				

- (※) 契約資産は含まれておりません。
- (注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明 投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。社債は回収可能性を反映した元利金の受取見込額を残存期間に対応する安全性の高い利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

デリバティブ取引

為替予約の時価は、取引金融機関から提示された価格等に基づき算定しているため、レベル2の時価に 分類しております。

現金及び預金

現金及び短期間で決済される預金の時価は、帳簿価額とほぼ等しいことから、レベル2の時価に分類しております。長期定期預金の時価は、元利金の受取見込額を同様の新規契約を行った場合に想定される利率により割り引いた現在価値によっていますので、レベル2の時価に分類しております。

受取手形、売掛金及び契約資産

これらの時価は、一定の期間ごとに区分した債権ごとに債権額を満期までの期間および信用リスクを加味した利率等により割り引いた現在価値によっていますので、レベル2の時価に分類しております。

長期貸付金

長期貸付金の時価は、回収可能性を反映した元利金の受取見込額を残存期間に対応する安全性の高い利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

支払手形及び買掛金、電子記録債務、並びに短期借入金

これらの時価は、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、レベル2の時価に 分類しております。

長期借入金

長期借入金の時価は、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算出する方法によっているため、レベル2の時価に分類しております。

リース債務

リース債務の時価は、元利金の合計額を同様の新規取引を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっているため、レベル2の時価に分類しております。

収益認識に関する注記

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位:百万円)

		合計			
	日本	東アジア	南アジア	米州・欧州	
新設	25,183	48,750	9,183	9,324	92,442
アフターマーケット	49,821	22,204	14,693	26,981	113,700
その他	30	1,148	246	20	1,445
顧客との契約から 生じる収益	75,035	72,103	24,123	36,326	207,589
外部顧客への売上高	75,035	72,103	24,123	36,326	207,589

2. 収益を理解するための基礎となる情報

(1) 新設

エレベータ、エスカレータ等の新設工事を行っており、主として工事原価総額等に対する実際発生原価の割合で測定される進捗度に応じて一定の期間にわたり収益を認識しています。これは、当該工事によって別の用途に転用できない資産が生じ、かつ、完了した部分について対価を収受する強制力のある権利を有する契約であり、実際の工事の進捗に応じて原価が発生することから、発生した原価を基礎としたインプットに基づき履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積ることができると判断したためです。また、当社の新設工事契約には、完了引渡後に一定期間実施する無償保守サービスが含まれており、当該保守サービスは別個の履行義務として取引価格を独立販売価格に基づき配分し、時の経過に応じて収益を認識しています。独立販売価格は、市場の状況や原価実績等の様々な要因を考慮して見積もられています。取引の対価について履行義務の充足から概ね1年以内に受領しています。

(2) アフターマーケット

エレベータ、エスカレータ等の保守、修理、モダニゼーション工事を行っております。保守については、提供したサービスの期間に基づき固定額を請求するため、時の経過に応じて収益を認識しています。修理については工事完了時に一時点で収益を認識しております。モダニゼーション工事については、主として工事原価総額等に対する実際発生原価の割合で測定される進捗度に応じて一定の期間にわたり収益を認識しています。これは、当該工事によって別の用途に転用できない資産が生じ、かつ、完了した部分について対価を収受する強制力のある権利を有する契約であり、実際の工事の進捗に応じて原価が発生することから、発生した原価を基礎としたインプットに基づき履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積ることができると判断したためです。また、当社のモダニゼーション工事契約には、完了引渡後に一定期間実施する無償保守サービスが含まれています。当該保守サービスは別個の履行義務として取引価格を独立販売価格に基づき配分し、時の経過に応じて収益を認識しています。独立販売価格は、市場の状況や原価実績等の様々な要因を考慮して見積もられています。取引の対価について履行義務の充足から概ね1年以内に受領しています。

(3) その他

主に海外の顧客に製品を販売し、引渡完了時に一時点で収益を認識しています。

3. 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

(1) 契約資産及び契約負債の残高等

(単位:百万円)

	期首残高	期末残高
顧客との契約から生じた債権	52,718	59,128
契約資産	13,629	16,416
契約負債	22,693	21,010

契約資産は、顧客との新設工事およびモダニゼーション工事契約について期末日時点でその履行義務を充足または部分的に充足しているが、未請求の財またはサービスに係る対価に対する当社および連結子会社の権利に関するものです。契約資産は、対価に対する当社および連結子会社の権利が無条件になった時点で売掛金に振り替えられます。当該新設工事およびモダニゼーション工事契約に関する対価は、マイルストーンに基づく請求となっており、履行義務充足前に入金されるものもあります。

契約負債は、当社および連結子会社が提供する財またはサービスに係る契約の履行に先立ち顧客から受領する前受対価です。当該前受対価に係る契約について収益を認識するにつれて取り崩されます。

期首契約負債残高のうち、期中に収益として認識した金額は15.074百万円です。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当連結会計年度末における残存履行義務に配分された取引価格の合計額は、172,848百万円です。当残存履行義務は概ね3年以内に履行される見込みです。なお、残存履行義務に配分した取引価格の注記にあたって実務上の便法を適用し、収益認識に関する会計基準の適用指針第 19 項に従って収益を認識している提供したサービスの時間に基づき固定額を請求できる契約について、注記の対象に含めていません。

1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額1,640円29銭1株当たり当期純利益106円67銭潜在株式調整後1株当たり当期純利益106円62銭

- (注) 1 株当たり情報の算定上の基礎となる期末の普通株式の数および普通株式の期中平均株式数について、その計算において控除する自己株式に、信託型従業員持株インセンティブ・プラン(E-Ship)として保有する当社株式を含めています。
- (注) 連結計算書類の記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しています。

貸借対照表 (2023年3月31日現在)

(単位:百万円)

科目	金額
資産の部	
流動資産	30,487
現金及び預金	1,746
受取手形	1,953
売掛金	20,538
商品及び製品	860
仕掛品	159
原材料及び貯蔵品	3,724
前払費用	322
短期貸付金	0
未収入金	539
その他	724
貸倒引当金	△83
固定資産	64,143
有形固定資産	23,936
建物	11,733
構築物	188
機械及び装置	2,963
車両運搬具	65
工具、器具及び備品	1,832
土地	6,657
建設仮勘定	495
無形固定資産	853
ソフトウエア	599
施設利用権	254
投資その他の資産	39,353
投資有価証券	7,814
関係会社株式	16,198
関係会社出資金	9,270
長期貸付金	2,330
破産更生債権等	2,330
長期前払費用	206
前払年金費用	704
丽松牛並負用 繰延税金資産	1,406
旅遊院並具住 敷金	1,556
が 保険積立金	1,550
その他	505
貸倒引当金	△780
	94,631
<u> </u>	34,031

科目	金額
負債の部	22.060
流動負債	23,868
支払手形 買掛金	2,563
電子記録債務	3,904
短期借入金	6,035
未払金	2,922
未払費用	156
未払法人税等	168
前受金	1,756
預り金 賞与引当金	354 1,555
貝子が当並 役員賞与引当金	46
工事損失引当金	3,869
完成工事補償引当金	9
株主優待引当金	114
その他	399
固定負債	3,202
長期借入金	1,068
退職給付引当金 資産除去債務	1,978 53
真座际公員的 その他	102
負債合計	27,071
純資産の部	,-
株主資本	65,097
資本金	12,533
資本剰余金	14,565
資本準備金 利益剰余金	14,565 40,285
利益準備金	1,337
その他利益剰余金	38,948
固定資産圧縮積立金	77
配当準備積立金	900
研究開発積立金	800
別途積立金	3,500
繰越利益剰余金 自己株式	33,671 △ 2,287
日C休式 評価・換算差額等	△2,287 2,426
その他有価証券評価差額金	2,426
新株予約権	35
純資産合計	67,559
負債・純資産合計	94,631

損益計算書 (2022年4月1日から2023年3月31日まで)

(単位:百万円)

		(丰位・日/川)/
科目	金	額
売上高		77,507
売上原価		58,320
売上総利益		19,186
販売費及び一般管理費		17,075
営業利益		2,111
営業外収益		
受取利息	102	
受取配当金	15,805	
為替差益	418	
雑収入	120	16,446
営業外費用		
支払利息	54	
貸倒引当金繰入額	571	
自己株式取得費用	93	
雑損失	17	738
経常利益		17,819
特別利益		
投資有価証券売却益	10	10
特別損失		
固定資産除却損	22	
減損損失	99	
投資有価証券売却損	0	
投資有価証券評価損	0	
関係会社株式評価損	1,340	1,464
税引前当期純利益		16,365
法人税、住民税及び事業税	473	
法人税等調整額	386	860
当期純利益		15,505

株主資本等変動計算書 (2022年4月1日から2023年3月31日まで)

(単位:百万円)

	株主資本										
			資本剰余金			利益剰余金					
	資本金		7.0/H	次士副合合			そ	の他利益剰余	金		피光레스스
	X - T-11	資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	利益準備金	固定資産 圧縮積立金	配当準備 積立金	研究開発 積立金	別途積立金	繰越利益 剰余金	利益剰余金合計
当期首残高	12,533	14,565	-	14,565	1,337	81	900	800	3,500	33,150	39,768
当期変動額											
固定資産圧縮積立金の取崩						△3				3	_
剰余金の配当										△6,427	△6,427
当期純利益										15,505	15,505
自己株式の取得											
自己株式の処分			7	7							
自己株式の消却			△8,567	△8,567							
利益剰余金から資本剰余金 への振替			8,560	8,560						△8,560	△8,560
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)											
当期変動額合計	ı	-	-	-	-	△3	-	-	_	520	517
当期末残高	12,533	14,565	_	14,565	1,337	77	900	800	3,500	33,671	40,285

	株主	資本	評価・換	算差額等		
	自己株式	株主資本合計	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	新株予約権	純資産合計
当期首残高	△2,267	64,600	2,475	2,475	35	67,111
当期変動額						
固定資産圧縮積立金の取崩		-				-
剰余金の配当		△6,427				△6,427
当期純利益		15,505				15,505
自己株式の取得	△8,932	△8,932				△8,932
自己株式の処分	345	352				352
自己株式の消却	8,567	-				_
利益剰余金から資本剰余金 への振替		ı				-
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)		·	△49	△49	-	△49
当期変動額合計	△19	497	△49	△49	_	448
当期末残高	△2,287	65,097	2,426	2,426	35	67,559

個別注記表

重要な会計方針に係る事項

- 1. 資産の評価基準及び評価方法
 - (1) 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式 …… 移動平均法による原価基準

その他有価証券

- ・市場価格のない株式等以外のもの …… 時価法 (評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却 原価は移動平均法により算定)
- ・市場価格のない株式等 …… 移動平均法による原価法
- (2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

個別法または総平均法による原価基準(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

- 2. 固定資産の減価償却の方法
 - (1) 有形固定資産(リース資産を除く) ……定額法を採用しています。

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物及び構築物 3~50年

機械装置及び車両運搬具 2~12年

丁具、器具及び備品 2~16年

(少額減価償却資産)取得価額が10万円以上20万円未満の少額減価償却資産については、法人税法の規定に基づき、3年間で均等償却を行っています。

(2) 無形固定資産 (リース資産を除く) ……定額法を採用しています。

なお、自社利用のソフトウエアについては、社内における利用可能期間 (5年) に基づく定額法によっています。

- (3) リース資産
 - ・所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

………リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっています。

- 3. 引当金の計上基準
 - (1) 貸倒引当金 … 売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績

率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討

し、回収不能見込額を計上しています。

(2) 賞与引当金 ・・・・ 従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上

しています。

(3) 役員賞与引当金 ・・・・ 役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上し

ています。

(4) 工事損失引当金 … 受注工事に係る将来の損失に備えるため、当事業年度末における未引渡工事のうち、損失の発生が見込まれ、かつ、その金額を合理的に見積もることが可能な工事について、損失見込額を計上しています。

(5) 完成工事補償引当金 … 完成工事に係る無償補償費に充てるため、完成工事売上高に対し、将来発生が見込まれる無償補償費の見積額を計上しています。

(6) 株主優待引当金 ・・・・ 株主優待制度に基づく費用の発生に備えるため、将来発生すると見込まれる 額を計上しています。

(7) 退職給付引当金 ・・・・ 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務および 年金資産の見込額に基づき、計上しています。

・退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に 帰属させる方法については、給付算定式基準によっています。

・数理計算上の差異および過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理しています。

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数 (10年) による定額法により費用処理しています。

なお、未認識数理計算上の差異および未認識過去勤務費用の貸借対照表における取扱いは連結計算書類と異なります。

4. 収益及び費用の計上基準

·新設丁事

エレベータ、エスカレータ等の新設工事を行っています。当該工事契約について、一定の期間にわたり履行義務が充足されると判断し、履行義務の充足に係る進捗度に基づき収益を認識しています。進捗度の測定は、各報告期間の期末日までに発生した工事原価が、予想される工事原価の合計に占める割合に基づいて行っています。

・モダニゼーション工事 エレベータ、エスカレータ等のモダニゼーション工事を行っています。当該工事契約について、一定の 期間にわたり履行義務が充足されると判断し、履行義務の充足に係る進捗度に基づき収益を認識してい ます。進捗度の測定は、各報告期間の期末日までに発生した工事原価が、予想される工事原価の合計に 占める割合に基づいて行っています。

・保守

・修理

エレベータ、エスカレータ等の修理工事を行っています。当該工事契約について、工事完了時に一時点で収益を認識しています。

5. 外貨建資産又は負債の本邦通貨への換算基準 外貨建金銭債権債務については、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は当期の損益として処理しています。

会計上の見積りに関する注記

当社の翌事業年度の計算書類に与える影響が特に大きいと考えられる見積り項目は以下のとおりです。

工事損失引当金

- (1) 当事業年度の計算書類に計上した金額 工事損失引当金 3.869百万円
- (2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社では、事業年度末における未引渡工事のうち、当該工事の工事原価総額等が工事収益総額を超える可能性が高く、かつ損失予想額を合理的に見積ることができる場合に、損失見込み額を計上しています。工事原価総額等の算定は、契約内容や過去の同一機種の原価実績など、入手可能な情報から見積ります。算定に用いる仮定は、契約の変更、施工条件および資材・外注価格の動向など様々な要因により変動するため、継続的に検証し、見積りの改定を行います。

これらの見積りの改定や、実際に発生した製造原価が見積りと異なる場合に、翌事業年度の工事損失 引当金や売上総利益の金額に重要な影響を与える可能性があります。

追加情報

従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引

当社は、2020年11月6日開催の取締役会の決議により、当社従業員に対する中長期的な企業価値向上へのインセンティブ付与、福利厚生の拡充、及び株主としての資本参加による従業員の勤労意欲高揚を通じた当社の恒常的な発展を促すことを目的として、「信託型従業員持株インセンティブ・プラン(E-Ship)」(以下、「本プラン」といいます。)を導入しました。

(1) 取引の概要

本プランは、「フジテック社員持株会」(以下、「持株会」といいます。)に加入するすべての従業員を対象とするインセンティブ・プランです。本プランでは、当社が信託銀行に「フジテック社員持株会専用信託」(以下、「従持信託」といいます。)を設定し、従持信託は、今後5年間にわたり持株会が取得すると見込まれる規模の当社株式を、取引先金融機関からの借入金を原資として当社からの第三者割当によって予め取得します。その後は、従持信託から持株会に対して継続的に当社株式の売却が行われるとともに、信託終了時点で従持信託内に株式売却益相当額が累積した場合には、当該株式売却益相当額が残余財産として受益者適格要件を満たす者に分配されます。なお、当社は、従持信託が当社株式を取得するための借入に対し保証をしているため、当社株価の下落により従持信託内に株式売却損相当額が累積し、信託終了時点において従持信託内に当該株式売却損相当の借入金残債がある場合は、当社が当該残債を弁済することになります。

(2) 信託に残存する自社の株式

従持信託に残存する当社株式を、従持信託における帳簿価額(付随費用を除く。)により、純資産の部に自己株式として計上しています。当該自己株式の帳簿価額および株式数は、当事業年度115百万円、51千株です。

(3) 総額法の適用により計上された借入金の帳簿価額 当事業年度 - 百万円

貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額 21,983百万円

2. 保証債務

他の会社の金融機関からの借入等に対し、債務保証を行っています。

(借入金保証)

富士達股份有限公司2,058百万円フジテック コリア CO., LTD.824百万円2,882百万円

(その他支払保証)

フジテック アメリカ INC. 94百万円 フジテック カナダ INC. <u>44百万円</u> 139百万円 3. 関係会社に対する金銭債権債務

短期金銭債権2,041百万円長期金銭債権2,330百万円短期金銭債務722百万円長期金銭債務1,068百万円

損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業収益2,498百万円営業費用7,996百万円営業取引以外の取引高15,653百万円

株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類および総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	当事業年度	当事業年度	当事業年度末
	株式数(千株)	増加株式数(千株)	減少株式数(千株)	株式数(千株)
普通株式	1,434	3,147	3,654	927

(注) 当事業年度末の普通株式の自己株式の株式数は、信託型従業員持株インセンティブ・プラン (E-Ship) として保有する当社株式51千株および自己株式取得による876千株です。

(変動事中の概要)

増減数の内訳は、次のとおりです。

2022年3月1日開催の取締役会決議による自己株式の取得3,147千株2022年7月22日開催の取締役会決議による自己株式の処分8千株2023年2月8日開催の取締役会決議による自己株式の消却3,500千株

信託型従業員持株インセンティブ・プラン (E-Ship) による当社従業員持株会 への売却による減少 146千株

税効果会計に関する注記

繰延税金資産および繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

派是仍並兵圧	
関係会社株式評価損	1,465百万円
退職給付引当金	390百万円
賞与引当金	476百万円
貸倒引当金	264百万円
未払事業税	27百万円
完成工事補償引当金	2百万円
工事損失引当金	1,184百万円
その他	558百万円
繰延税金資産 小計	4,370百万円
評価性引当額	△1,815百万円
繰延税金資産 合計	2,555百万円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△1,114百万円
繰延税金資産 (圧縮積立金)	△34百万円
繰延税金負債 合計	△1,148百万円
繰延税金資産の純額	1,406百万円

関連当事者との取引に関する注記

子会社および関連会社等

(単位:百万円)

種類	会社等の名称	議決権等の 所有(被所 有)割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	フジテック アメリカ INC.	所有 直接 100.00	当社製品、半製品の販売 資金貸付、債務保証 役員の兼任	資金の貸付 (注 1)	_	長期貸付金	1,068
				利息の受取 (注 1)	2	流動資産 その他	0
				債務保証 (注2)	94		_
	フジテック (HK) CO., LTD.	所有 直接 100.00	当社製品、半製品の販売 資金借入 役員の兼任	資金の借入 (注3)	_	長期借入金	1,068
				利息の支払 (注3)	1	未払費用	0
	フジテック インディア PRIVATE LTD.	所有 直接 87.60 間接 10.40	当社製品、半製品の販売	増資引受 (注4)	2,107		_
	フジテック サウジアラビア CO., LTD.	所有 直接 75.00	当社製品、半製品の販売 資金貸付	資金の返済	109	長期貸付金 (注5)	1,235
				利息の受取 (注 1)	40	流動資産 その他	1

取引条件および取引条件の決定方針等

- (注) 1. 資金の貸付は、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しています。
 - 2. その他支払につき、債務保証を行ったもので、保証料は受領していません。
 - 3. 資金の借入および貸付は、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しています。
 - 4. 増資の引受は、同社が行った増資を全額引き受けたものです。
 - 5. 当該長期貸付金に対し、当事業年度において貸倒引当金繰入額として524百万円を計上しており、当事業年度末における貸倒引当金残高は645百万円です。

収益認識に関する注記

収益を理解するための基礎となる情報 連結注記表と同一であります。

1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額866円 01銭1株当たり当期純利益196円 11銭潜在株式調整後1株当たり当期純利益196円 02銭

- (注) 1株当たり情報の算定上の基礎となる期末の普通株式の数および普通株式の期中平均株式数について、その計算において控除する自己株式に、信託型従業員持株インセンティブ・プラン(E-Ship)として保有する当社株式を含めています。
- (注) 計算書類の記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しています。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2023年5月8日

フジテック株式会社 取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

大阪事務所

指定有限責任社員業務執行社員

公認会計士 古 田 賢 司

指定有限責任社員業務執行社員

公認会計士 吉永竜也

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、フジテック株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、フジテック株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実 を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な 虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対す る意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、 連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、 リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討 する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査 証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、 単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2023年5月8日

フジテック株式会社 取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

大阪事務所

指定有限責任社員 業務執行社員

公認会計士 古 田 賢 司

指定有限責任社員 業務執行社員

公認会計士 吉永竜也

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、フジテック株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの第76期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書(以下「計算書類等」という。)について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の 基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査 法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのそ の他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手 したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し 開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運 用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その 事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積り の合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査 証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が 認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告 書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記 事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人 の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継 続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書

監査報告書

当監査役会は、2022年4月1日から2023年3月31日までの第76期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

- 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容
- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、監査役会は、代表取締役社長と会合をもち、監査上の課題に関する意見及び情報の交換を行うとともに、監査役、会計監査人、内部監査部門が出席する三様監査連絡会を定期的に開催し、それぞれの監査状況について報告と情報交換を行い、監査機能の連携に努めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、電話回線又はインターネット等を経由した手段も活用しながら、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。社外取締役との連携につきましては、情報交換会をはじめとした日頃の連携に向けた取り組みを行いました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を 求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社 については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受け、 さらに、内部監査部門から主要な子会社に対する監査の実施状況及び結果の報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - さらに、内部監査部門から主要な子会社に対する監査の実施状況及び結果の報告を受け、必要に応じて説明を求めました。 ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
- ③事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
- ④会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその 職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(2005年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。なお、監査上の主要な検討事項については、会計監査人と協議を行うとともに、その監査の実施状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- 以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書並びに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表)について検討いたしました。
- 2. 監査の結果
- (1) 事業報告等の監査結果
 - ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は確認できません。 なお、事業報告記載の第三者委員会に係る事象については、今後とも注視してまいります。
 - ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。
 - なお、当社は内部管理体制に対するレビューとコーポレートガバナンスに関して更なる対策と改革を進めており、監査役会 としても今後とも取締役会の取組みを注視してまいります。
 - ④事業報告に記載されている「会社の支配に関する基本方針」については、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
- 会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果
 - 会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年5月9日

フジテック株式会社 監査役会 宇 都宮靖 常勤監査役 雄 池 \blacksquare 夫 辰 聡 光 (EII) 監査役(計外監査役) 行 監査役(社外監査役) 禬 美

以上

株式についてのご案内

事業年度 4月1日から翌年3月31日まで

定時株主総会 毎年6月

基準日 定時株主総会・期末配当:毎年3月31日 中間配当:毎年9月30日

■ 公告方法 電子公告により行います。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告に

よることができない場合の公告方法は、日本経済新聞に掲載することといたします。

ホームページアドレス: https://www.fujitec.co.jp/koukoku

株主名簿管理人および特別□座の□座管理機関

東京都千代田区丸の内一丁目4-1 三井住友信託銀行株式会社

■ 郵便物送付先 〒168-0063 東京都杉並区和泉二丁目8-4 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部

■ 電話照会先 (0120)782-031(フリーダイヤル) 受付時間9:00~17:00(土日休日を除く)

株主優待制度の拡充

当社は、株主様の日頃からのご支援への感謝とともに、投資魅力を高め中長期的に保有いただくことを目的として、「プレミアム優待倶楽部」を導入しております。3月末日現在で当社株式を200株以上保有する株主様を対象に株主優待ポイントを進呈し、「フジテック・プレミアム優待倶楽部」において、5,000種類以上の商品への交換や、環境NGO、国際NGOなど公益法人への寄付が可能です。

保有株式数	進呈ポイント				
体的体工级	初年度	2年以上5年未満継続保有	5年以上継続保有		
200株から299株	3,000ポイント	3,300ポイント	3,800ポイント		
300株から399株	5,000ポイント	5,500ポイント	6,300ポイント		
400株から499株	10,000ポイント	11,000ポイント	12,500ポイント		
500株から599株	15,000ポイント	16,500ポイント	18,800ポイント		
600株から999株	25,000ポイント	27,500ポイント	31,300ポイント		
1,000株以上	30,000ポイント	33,000ポイント	37,500ポイント		

【プレミアム優待倶楽部に関するお問い合わせ】

電話照会先:0120-302-716 受付時間9:00~17:00 (土・日・祝日・年末年始を除く)

株主総会会場ご案内図

開催場所 滋賀県彦根市宮田町591番地1 当社 本店 ビッグウィングホール



■交通のご案内



